

勝間田川水系 河川整備計画

平成18年3月

静岡県

目次

1 . 流域および河川の概要	1
2 . 流域の現状と課題	7
2.1 治水に関する現状と課題.....	7
2.2 河川の利用および水利用に関する現状と課題.....	11
2.3 河川環境に関する現状と課題.....	13
2.4 河川と人との関わりに関する現状と課題.....	16
2.5 河川の維持管理に関する現状と課題.....	18
3 . 河川整備の目標に関する事項	19
3.1 河川整備の基本理念と基本方針.....	19
3.2 河川整備の目標.....	20
3.2.1 河川整備の対象区間.....	20
3.2.2 河川整備計画の対象期間.....	20
3.2.3 洪水などによる災害の発生の防止または軽減に関する目標.....	20
3.3 河川水の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する目標.....	21
3.4 河川環境の整備と保全に関する目標.....	21
3.5 河川と人との関わりに関する目標.....	21
4 . 河川整備の実施に関する事項	22
4.1 河川工事の目的、種類および施行の場所並びに当該河川工事の施行により 設置される河川管理施設の機能の概要.....	22
4.2 河川の維持の目的、種類および施行の場所.....	29
4.3 その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項.....	30
4.3.1 総合的な被害軽減対策に関する事項.....	30
4.3.2 流域との連携、流域における取り組みへの支援に関する事項.....	33

1. 流域および河川の概要

1.1 概要

勝間田川は、大井川河口から御前崎までの^{はいなんちいま}榛南地域に位置する流域面積約 36.4km²、幹川流路延長約 14.6km の二級河川である。島田市の^{まきのほらだいち}牧之原台地を源に発する流れは、蛇行を繰り返しながら丘陵地を南東に流下し、谷底平野で三栗川、朝生川などの支川を合流した後、市街地が広がる湾岸沿いの微高地に沿って南流し、国道 150 号上流でほぼ直角に向きを変えて^{するがわん}駿河湾に注いでいる。

流域の約 9 割は牧之原市に属しており、上流部の牧之原台地に島田市、菊川市の一部が含まれている。流域内の人口は約 1 万 5 千人であり、市街地は下流部の牧之原市役所を中心に、国道 150 号北側に集中しており、予想される東海地震による津波の被害が甚大となることが想定される地域である。また、海岸域は美しい山河、変化に富んだ海岸線など優れた自然景観を有する「御前崎遠州灘県立自然公園」に指定されている。

勝間田川は古くは縄文時代から中下流部に広がる平地部で、稲作の農業用水などを受け持つ河川として利用されており、その後も平安時代から江戸時代へ受け継がれ現在に至っている。勝間田川沿いに広がる水田は、当時の面影を色濃く残すものである。また、流域内の丘陵地には、地理的条件に恵まれた牧之原台地を利用した茶園が広がっており、静岡を代表する茶の大産地として名高い「牧之原大茶園」の一端をなしている。勝間田川流域における土地利用の割合は、平成 12 年度時点で、山地が 43%、水田と畑などが 48%、市街地は 9%となっている。

流域内には、交通の主要幹線である東海道新幹線が上流部に、東名高速道路が中流部に、国道 150 号が下流部に横断している。また、平成 20 年度には、流域に隣接して静岡空港が開港予定となっており、今後は「静岡県の玄関口」として物流および人の交流の重要な地域となることが予想される。



- 凡例 -
- : 勝間田川流域
- : 流域界
- : 行政区
- : 基準地点(深谷)

拡大図

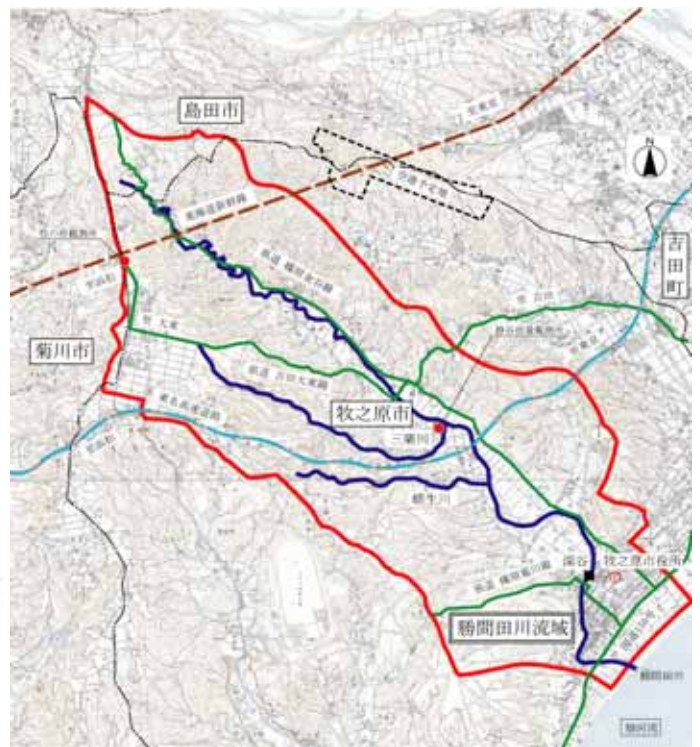


図 1-1 流域概要図

1.2 気候

流域の気候は、静岡県^{しずたに}の海岸に近い地域で見られる海洋性気候に属しており、温暖で雨量が多い特徴を持っている。平均気温は 16.5（昭和 60 年～平成 16 年）ときわめて温暖である。年平均降水量は流域内の静谷雨量観測所で 1,898mm（昭和 60 年～平成 16 年）、牧の原観測所で 2,175mm（昭和 60 年～平成 16 年）であり、全国平均の約 1,700mm と比較して多く、そのほとんどが夏季に集中している。

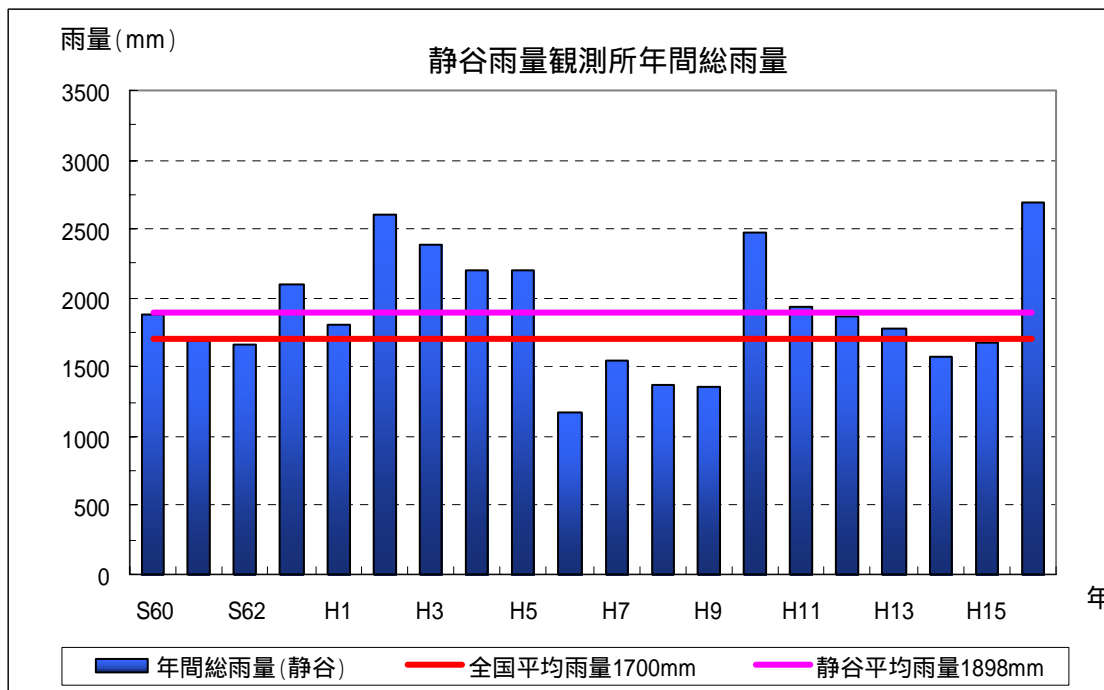


図 1-2 静谷雨量観測所の年間降水量（昭和 60 年～平成 16 年）

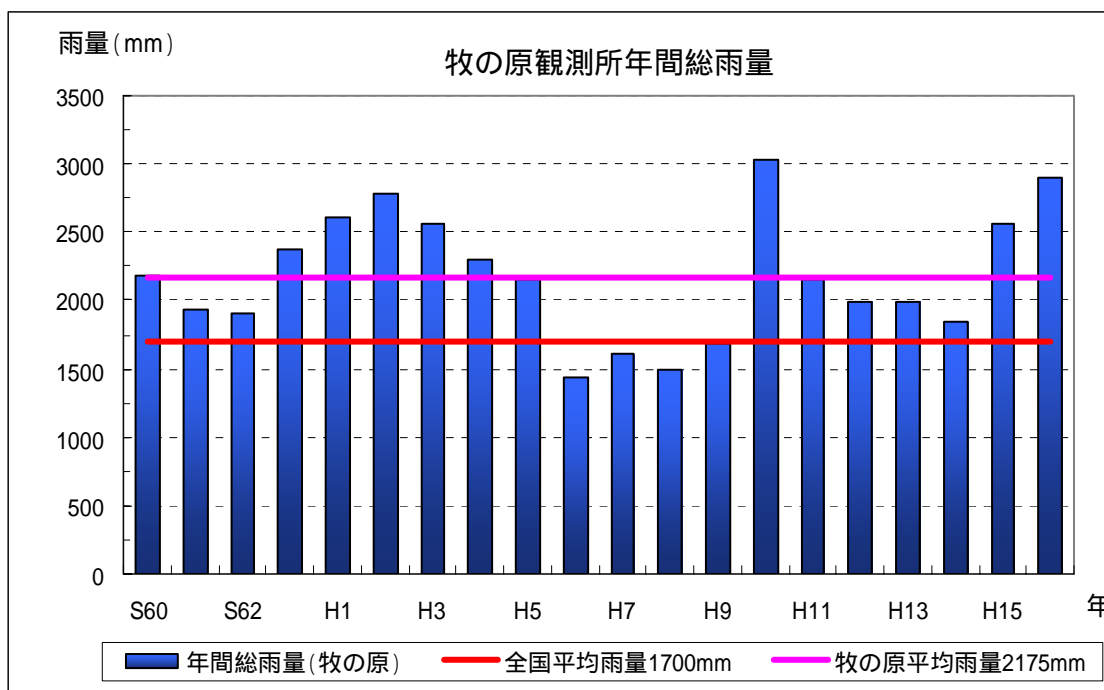


図 1-3 牧の原観測所での年間降水量（昭和 60 年～平成 16 年）

1.3 流域の歴史・文化

勝間田川では周辺の丘陵地において、約1万3千年前の縄文時代からの人々の生活の痕跡^{こんせき}を見ることが出来る。縄文時代の代表的な遺跡としては上流部の勝田井の口遺跡^{かつた い くちいせき}が上げられる。この遺跡は平成13年の河川改修で発見されたもので、縄文・弥生・古墳時代の複合型の遺跡である。

弥生時代の遺跡も、勝間田川に沿うように上流部の勝田井の口遺跡、中流部の西川遺跡^{にしがわいせき}、下流部の白髭遺跡^{しろひげ}などが分布している。弥生時代には稲作が定着し、人々が勝間田川周辺の低地で生活していたことがうかがえる。その後、古墳時代から平安時代にかけては勝間田川の水を利用した稲作によって村落が発達し、安定した地域社会を形成していった。

平安時代後期には、勝間田川で収穫される米を基盤に、勝間田氏が台頭し、勝間田城を居城に勢力を拡大した。江戸時代に入ると中下流部の平地部において広く水田の開発が進み、米の生産量が増加した。

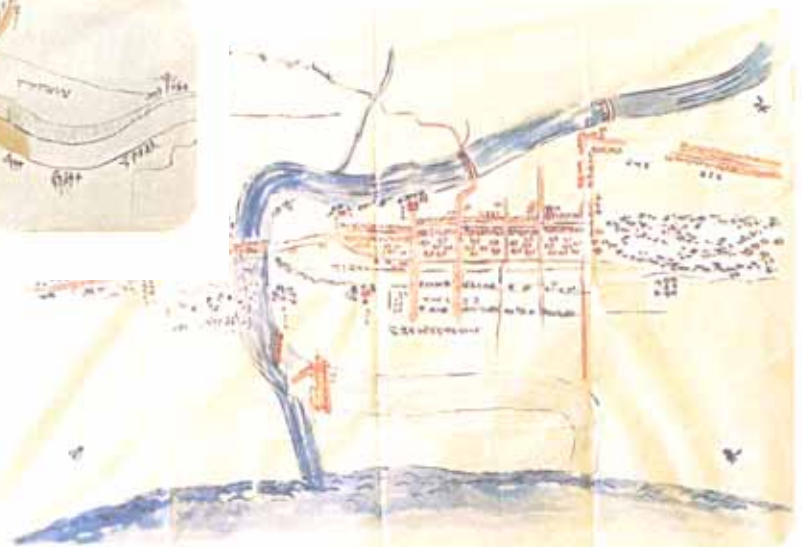
港橋^{みなとばし}付近は「川崎港」^{かわさきみなと}と呼ばれ、古くより勝間田川周辺と他の地域間で各種の交易が行われたが、江戸時代の初めに掛川藩の外港としての役割を担うようになると勝間田川流域をはじめ広くから集められた米を搬出する起点としてにぎわいを見せた。川崎港の繁栄はその名残が現在まで続く鹿島神社の御船神事^{みふねしんじ}に見ることが出来る。勝間田川河口部の港としての機能は明治時代に入って東海道線の開通により役割を終えた。



図 1-4 鹿島神社の御船神事



川崎港改修絵図写(年号不詳)



川崎港絵図写(天保2年 静波 山本敬家所蔵)

図 1-5 川崎港絵図(出展: 榛原町史)

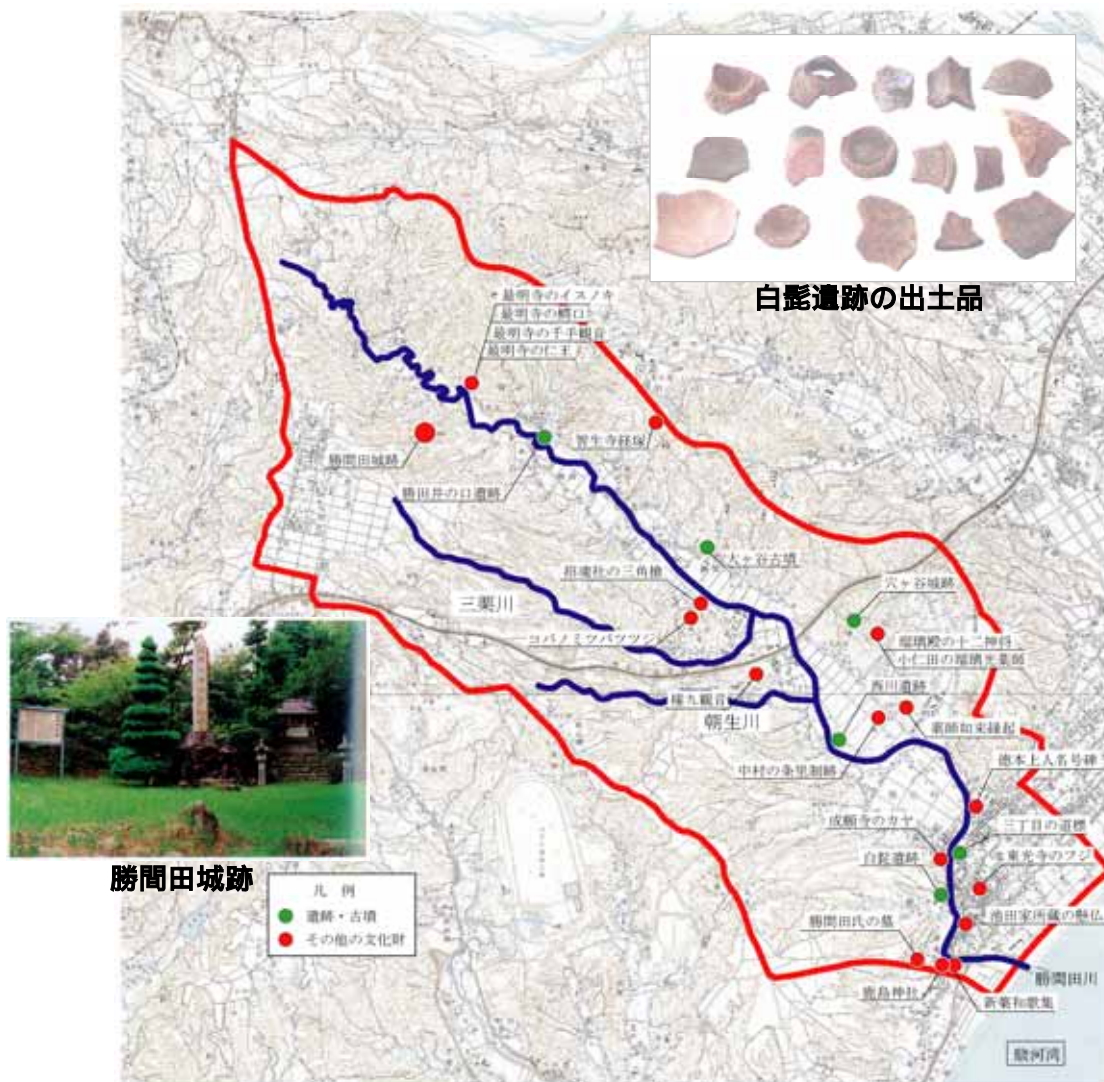


図 1-6 流域の遺跡・古墳とその他の文化財

1.4 産業

流域の約9割を占める旧榛原町の産業は、「第4次榛原町総合計画(平成13年3月榛原町)」で示されているように、工業導入の基本方針に基づいて大規模工場が進出するなど、第2次産業を中心に発展を遂げている。旧榛原町の産業就業者数は第2次、第3次産業に従事する人口がそれぞれ約40%と多い。また、約20%を占める第1次産業では、牧之原台地を利用して「榛原茶」に加工される茶葉の生産をしている茶園を中心に、水稲やレタス栽培などが盛んである。

勝間田川流域の茶園も含まれる「牧之原大茶園」は、日本有数の茶葉の生産量と品質を誇っている。また、平野部およびその周辺では水稲、レタス、ばれいしょやみかんなどが作られているほか、水はけのよい砂地のある沿岸地帯では温暖な気候を利用して、大根、スイカやメロンなどが栽培されている。

流域の工業は地場産業である茶製造などの食品関係が中心であり、榛原茶の主な品種であるやぶきた茶の深蒸し煎茶は、旧榛原町の代表的な特産品となっている。また、近年は自動車部品、電気部品などの製造業の伸びが顕著になっている。

流域の商業は国道150号沿線の商店街を中心として市街地に広がりを見せている。

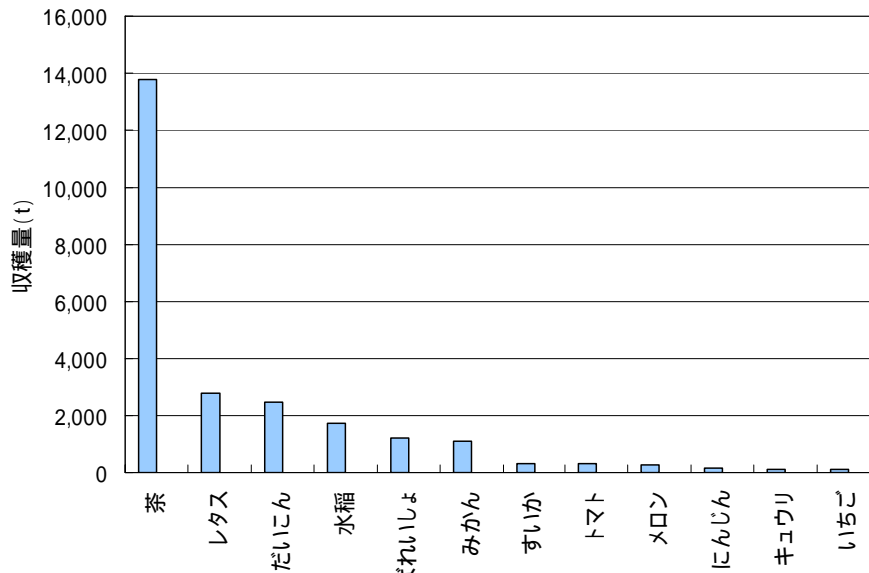


図 1-7 旧榛原町での主要農作物の収穫量

(資料：農林水産省ホームページ「農林水産統計データ」より)

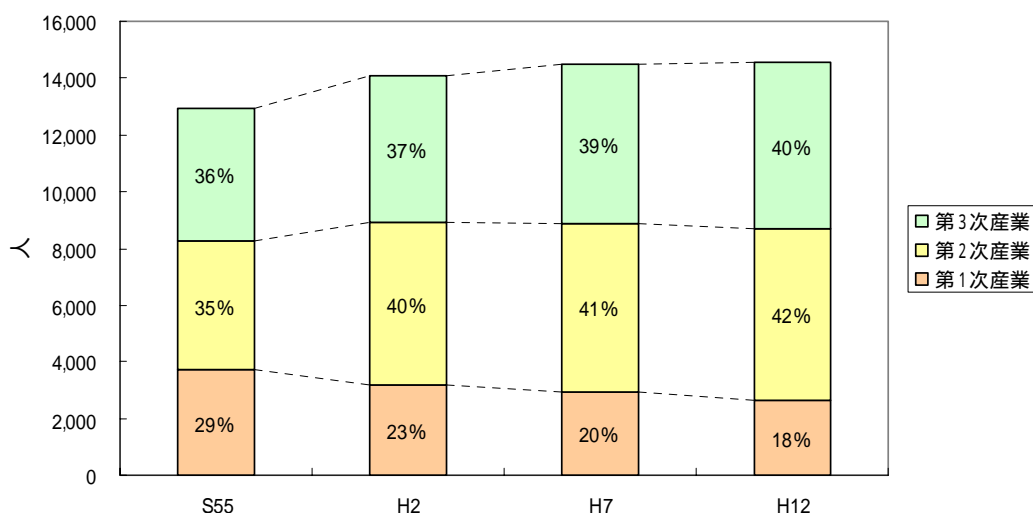


図 1-8 旧榛原町の総産業別就業者数の推移 (出展：国勢調査)

1.5 流域の地質

流域の地質は、上流域は牧之原台地の砂礫層が主体となっており、その基盤は泥岩や砂岩・その互層からなる掛川層群、相良層群で構成されている。中・下流部の平地は大井川から供給されたと考えられる礫層を中心に礫・砂・泥を主とした地層が分布し、河口付近の海岸には天竜川流域から沿岸流により運ばれた砂層が分布する。

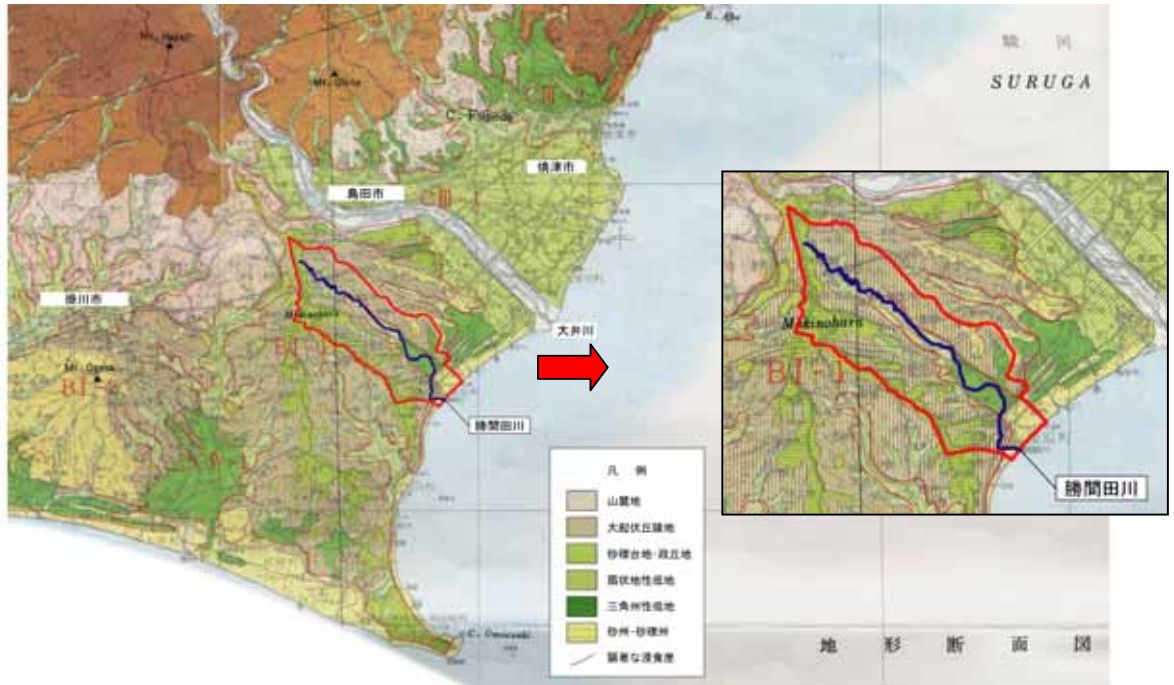


図 1-9 勝間田川流域周辺の地形

(出典：「土地分類図（静岡県）昭和46年」国土庁土地局）

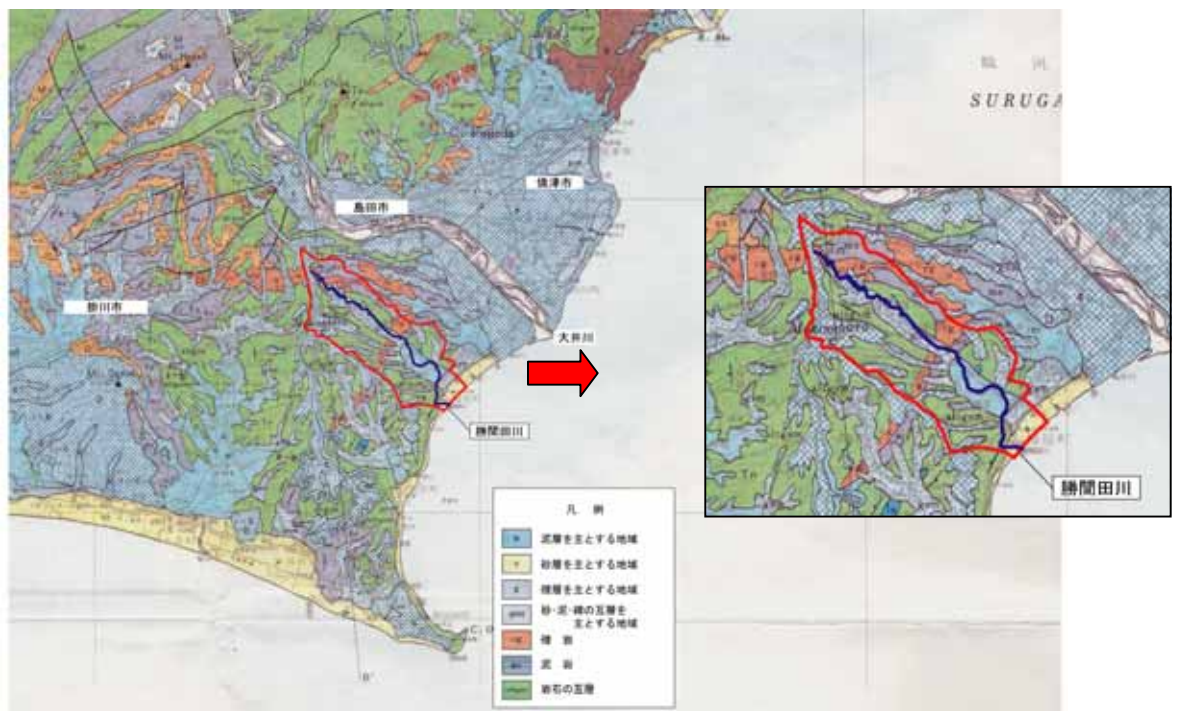


図 1-10 勝間田川流域周辺の地質

(出典：「土地分類図（静岡県）昭和46年」国土庁土地局）

2. 流域の現状と課題

2.1 治水に関する現状と課題

2.1.1 洪水対策

勝間田川の近年の主要洪水は、表 2-1に示すとおりであり、代表的な洪水としては昭和 57 年 9 月洪水がある。昭和 57 年 9 月洪水は、台風 18 号による影響で 3 日間の総雨量 497mm を記録し、中流部の高橋付近（7.7km 付近）で堤防が決壊した。この洪水による被害は、床上浸水 107 戸、床下浸水 345 戸、浸水面積 100ha にのぼり、戦後最大となった。また、平成 16 年には 10 月、11 月と 2 回の浸水被害が発生している。特に、平成 16 年 11 月洪水は、集中豪雨により時間雨量で 87mm/hr（静谷観測所で既往最大）を記録し、床上浸水 2 戸、床下浸水 2 戸、浸水面積 114ha の被害が発生した。

表 2-1 近年の主要洪水

発生年月日	名称	雨量			被害の内容			備考
		総雨量 (mm)	1時間 雨量 (mm/1hr)	2時間 雨量 (mm/2hr)	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	浸水面積 (ha)	
昭和 57 年 9 月 10 日～13 日	台風 18 号	497	64	111	107	345	100	水害統計 より
昭和 58 年 8 月 15 日～17 日	台風 5,6 号	398	31	56	0	1	34	町立川崎小学校 開校百年 記念誌より
平成 10 年 9 月 15 日～16 日	台風 5 号	249	37	72	2	4	9	水害統計 より
平成 16 年 10 月 8 日～9 日	台風 22 号	361	49	79	0	7	110	同 上
平成 16 年 11 月 11 日～12 日	集中豪雨	231	87	116	2	2	114	同 上

時間雨量は静谷雨量観測所のデータである。



図 2-1 昭和 57 年出水の状況(牧之原市切山) 図 2-2 平成 16 年 10 月出水の状況(後川橋)

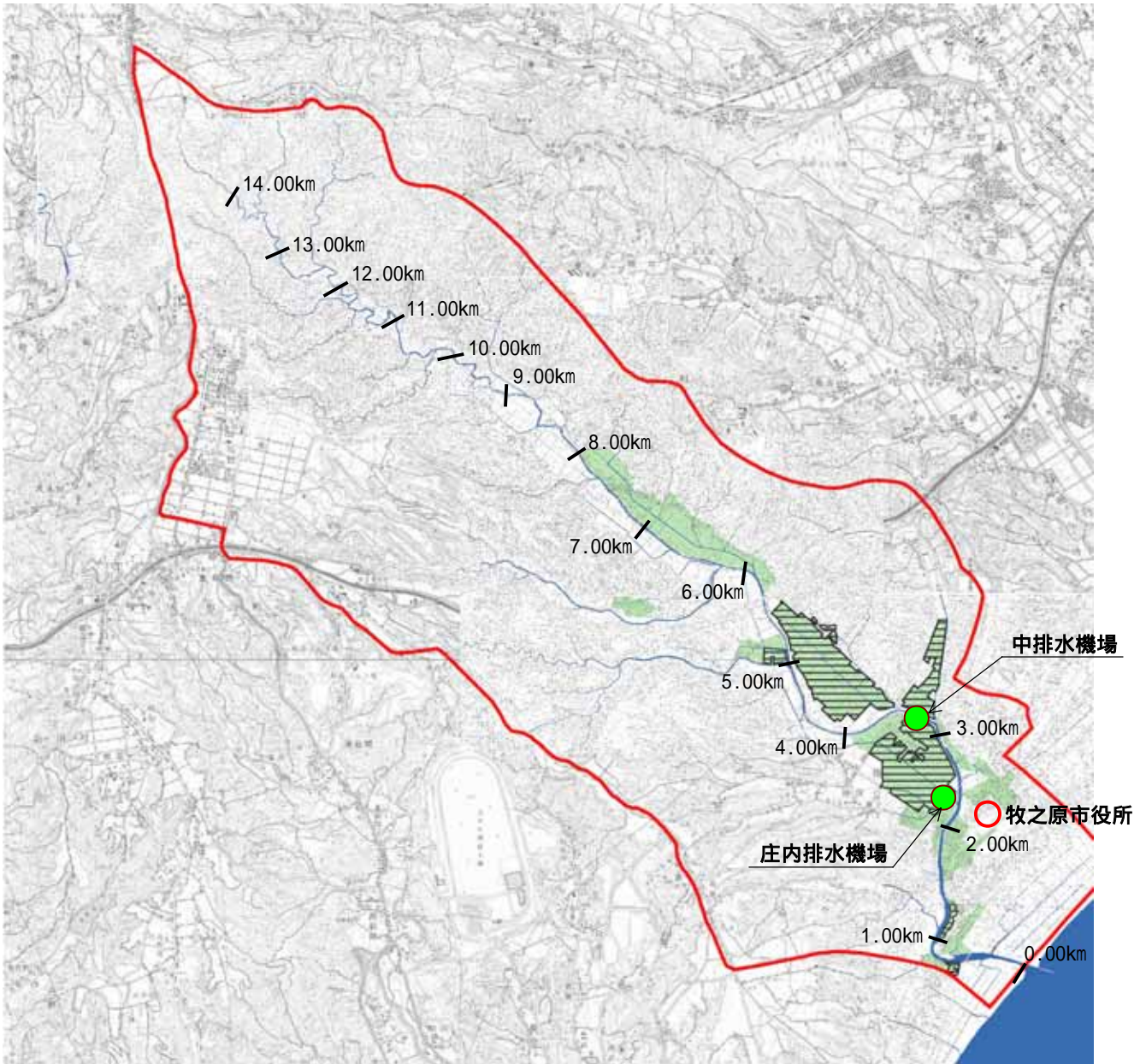
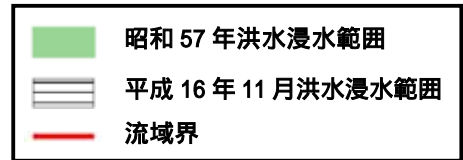


図 2-3 昭和 57 年洪水と平成 16 年 11 月洪水の浸水範囲

勝間田川の治水事業は昭和 24 年に始まり、「中小河川改修事業」および「局部改良事業」により河口から中流部の 7.1km 付近までを整備した。また、近年は、静岡空港建設に伴う「空港関連事業」として、7.1km より上流部で河積の拡大、河川法線の是正や護岸工の整備を行っている。

しかしながら、平成 16 年に発生した洪水では後川橋下流 1.2km 付近左岸で溢水するなど、一部流下能力の低い区間が存在している。また、庄内排水機場、中排水機場付近では、田畑の湛水や道路冠水の内水被害が発生し、周辺住民の主要な生活道路である後川橋では、桁下まで水位が上昇したため、通行止めとなった。

近年、全国的に局地的な豪雨が续出している中で、勝間田川において流下能力を上回る洪水が発生した場合でも、被害を最小限に抑える対策が必要である。

表 2-2 治水事業の経緯

河川名	事業の名称	着手年	内 容
勝間田川	中小河川改修事業	昭和 24 年 ~ 29 年	施工延長 4.2km
	局部改良事業	昭和 33 年 ~ 38 年	施工延長 0.68km
	局部改良事業	昭和 44 年 ~ 平成 3 年	施工延長 1.57km
	地方特定河川整備事業 (空港関連)	平成 4 年 ~	全体施工延長 L=6.4km 護岸工 L=3.3km 橋梁 4 基 取水堰工 5 基 (平成 16 年度末現在)

(資料:「静岡県の河川便覧」(平成 4 年静岡県河川課)、「空港関連事業概要図」より)

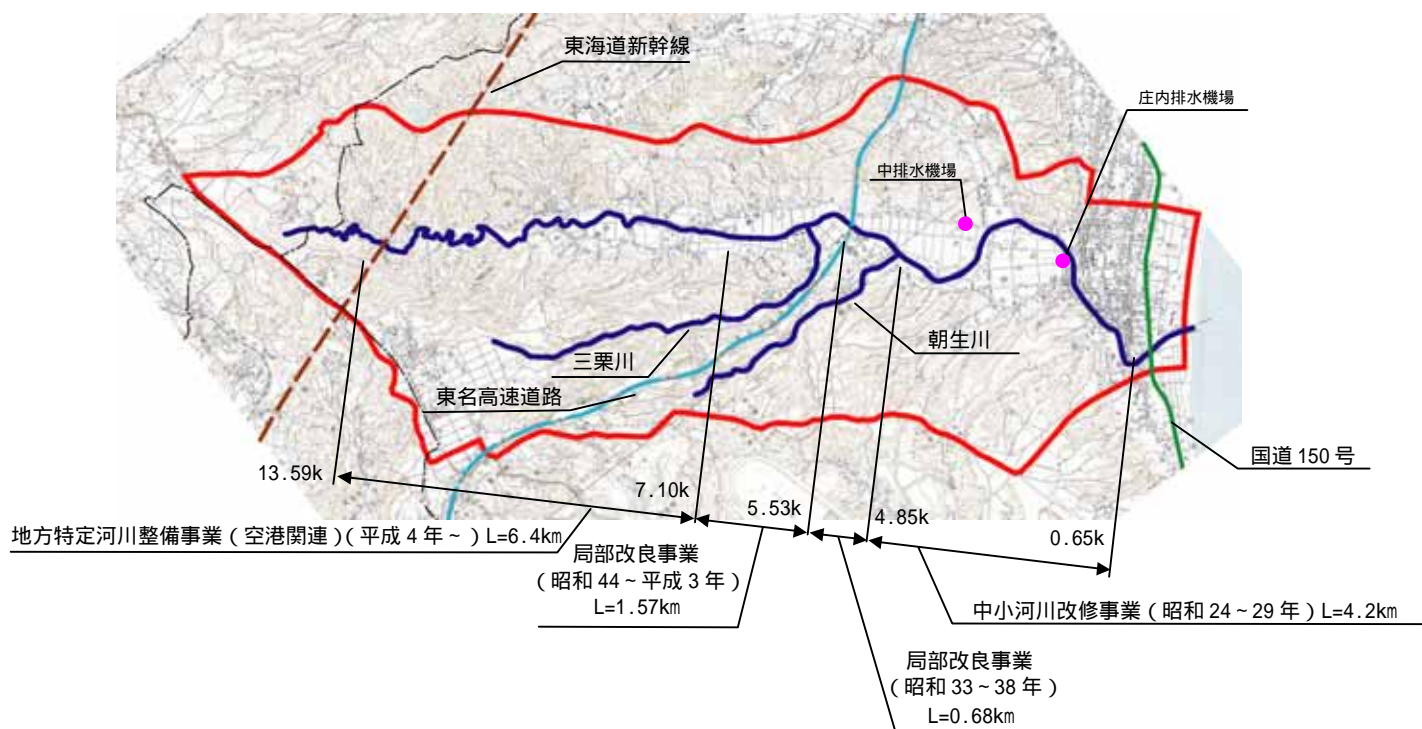


図 2-4 治水事業概要図

2.1.2 津波対策

勝間田川河口部を含む東海地方を襲った津波のうち記録に残る被害最大のものは、現在から約 150 年前に発生した安政東海地震（1854 年 12 月）である。安政東海地震では、駿河湾から遠州灘の広い範囲で津波が生じており、勝間田川では河口に近い川崎地区で大きな被害が発生している。勝間田川の河口に隣接する海岸には堤防が整備されているが、勝間田川の河口部では津波対策施設が未整備であることから、予想される東海地震に伴う津波が河口から侵入することにより河口部周辺での津波被害の発生が想定されている。

このため、地震防災対策として、津波対策施設を整備するとともに、「榛原町防災マップ」などを活用した、総合的な被害軽減対策を推進する必要がある。

表 2-3 安政東海地震の津波痕跡高

地区名	津波痕跡高 (T.P.)
吉田	5～6m
榛原	5.4m
相良（浄心寺）	4.5m
相良（湊橋）	5m
相良（大沢寺）	6m
相良（波津）	5～6m

（出典：安政東海地震津波被害調査報告書（昭和 61 年 3 月））

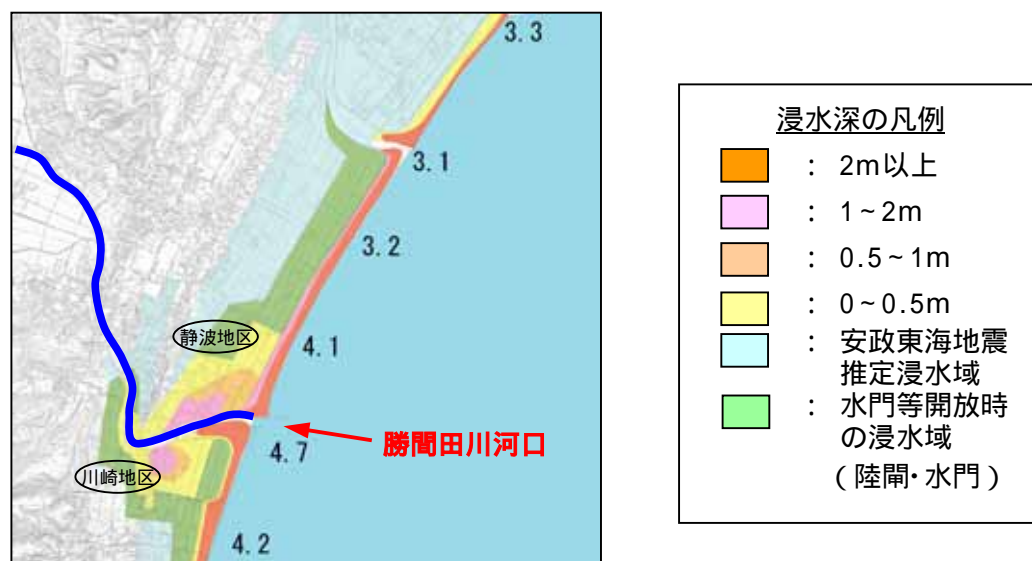


図 2-5 海岸における津波の高さの分布

（出典：第三次地震被害想定 推定津波浸水域図 平成 13 年 9 月 静岡県防災局）

2.2 河川の利用および水利用に関する現状と課題

勝間田川の水利用は、農業用水として 262ha に及び耕地のかんがいに用いられている。流域内には大小合わせて約 20 箇所のため池が存在し、取水の状況に応じ河川を介して水田へ補給されている。このため、流域面積に占める流域内の水田面積が大きいことが特徴となっている。また、朝生川では防火用水にも利用されている。

中上流部では、ごく一部の区間で表流水が涸れる現象が見られるが、ため池の活用によってこれまでに大きな渇水被害は生じていない。このほか、茶畑を中心に流域外の牧の原用水から農業用水が供給されているほか、飲料水は県企業局の榛南水道や大井川広域水道企業団などより給水されており、勝間田川の表流水は用いられていない。

流域内の農地は、これまでの農業振興の観点から無秩序な開発は抑制されているが、治水面においても農用地の適正な土地利用が求められる。このため、引き続き、流域内における農地の多面的な機能が発揮されるよう流域全体の健全な水循環の構築を視野に入れ、合理的な水利用について関係機関との一層の連携が必要である。

勝間田川の空間利用については、港橋から深谷橋付近までが堤防に沿って、昭和 31 年に川崎町、勝間田村、坂部村の合併記念として植樹された約 3 千本の桜からなる「勝間田川堤」と呼ばれる桜堤が挙げられる。桜が満開となる毎年 4 月初旬には桜祭りが行われ、水辺の新緑や色鮮やかな草花と重なって勝間田川を代表する風景を作り出している。また、4 月中旬には勝間田公園のミヤマツツジ、6 月上旬には秋葉公園のアジサイが見ごろとなり、多くの見物客で賑わっている。秋葉橋、後川橋付近は釣り場としても利用されており、週末には河口部の突堤付近でも釣り人の姿が多数見られる。

勝間田川の利用に関して、平成 14 年度に実施したアンケート調査の結果では、勝間田川の望ましい状態として、「水辺にのびのびと遊べる空間があること」とする回答が多い。また、平成 14 年度から行われている「勝間田川ワークショップ」では「現在あるような親水性が確保できる護岸の整備を行う」などの提言があった。

このため、今後は親水機能を確保した河川整備の推進により、後世に誇れる水辺環境を保全するとともに、自然環境の維持・復元を図ることが重要である。



図 2-6 勝間田川堤の状況(2.0km 付近)



図 2-7 勝間田川堤の状況(2.8km 付近左岸)

表 2-4 河川の水利権

河川名	目的	種別	灌漑面積	件数
勝間田川	農水	慣行	262ha	51

(資料:「頭首工台帳」平成15年1月榛原町農林課調査結果より)



図 2-8 勝間田川における取水箇所一覽

(資料:「頭首工台帳」平成15年1月榛原町農林課調査結果より)

2.3 河川環境に関する現状と課題

2.3.1 水質

勝間田川本川は、環境基準の河川B類型に指定されている。水質は、過去10年間（平成6年度から平成15年度）のBOD75%値で、概ねB類型の基準値を満たしている。

今後も、流域内住民の協力のもとに、良好な水質を保持するとともに、一層の改善に向けた取り組みを展開していくことが必要である。

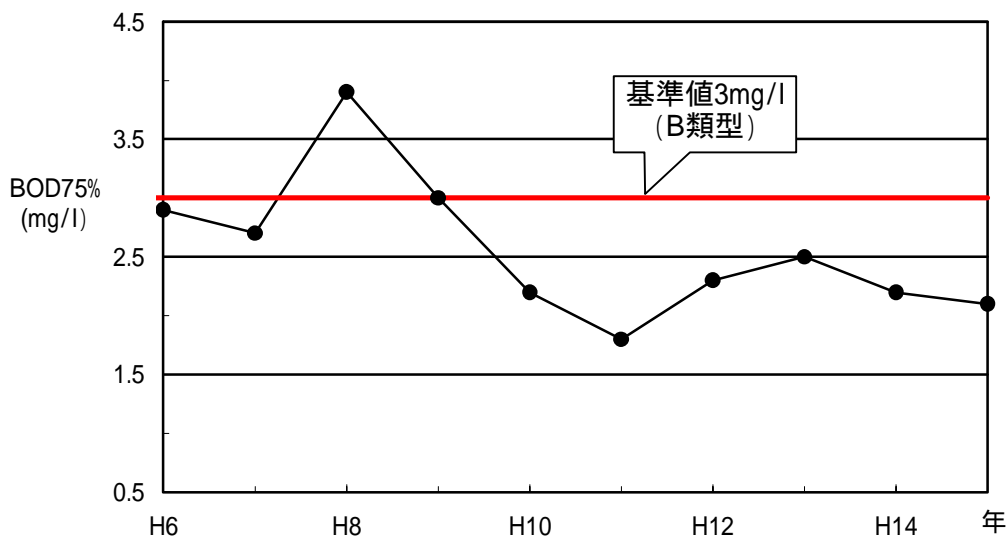
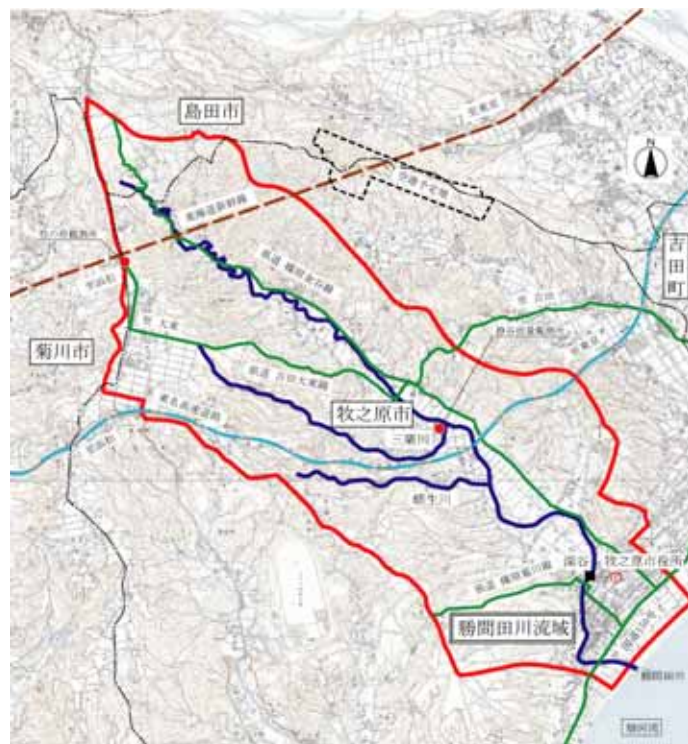


図 2-9 環境基準点の港橋における過去10年間（平成6年度から平成15年度）の水質

（資料：「大気汚染および水質汚濁等の状況」静岡県環境森林部生活環境室より）

75%値：BODやCODに係る環境基準の達成状況は、公共用水域が通常の状態（河川にあっては低流量以上の流量）にあるときの測定値によって判断することとなっているが、現実には低流量時の水質の把握が困難であることから、測定された年度のデータのうち、75%以上のデータが基準値を達成することをもって、評価することとしている。



凡例

- ：深谷橋（流量観測）
- ：港橋（水質観測）

図 2-10 流量・水質観測位置図

2.3.2 動植物の生息状況

動植物の生息・生育状況としては豊かな自然環境のもと、多くの種が確認されている。

感潮区間である河口から深谷橋下流域では、湾曲部に州が形成されており、流れが多様に変化している。形成された州にはヨシやマコモなどの抽水性植物群落^{ちゅうすいせいしょくぶつぐんらく}が形成され、鳥類、魚類の稚魚の良好な隠れ場となっている。河床勾配が緩く、流れが穏やかな河口付近は、サギ類、タゲリなどの鳥類をはじめ、コアジサシなどの潜って魚類を採取する鳥類が見られる。魚類は汽水魚であるマハゼなどの多くのハゼ科魚類が生息するほか、2月～5月の期間では河口部の港橋で、シロウオの遡上が確認されている。また、メダカ、アカメをはじめ豊富な種類の淡水魚、汽水魚^{きすいぎょ}が確認されている。



図 2-11 河口干潟の状況 (0.4km 付近)

勝間田川河口部に存在する砂州には静岡県でも数が少ない河口干潟^{かこうひがた}が形成されている。河口干潟ではチワラスボ、カワヨウジをはじめとして、クロコハゼ、ヒナハゼなどのハゼ科魚類が確認されている。干潟付近はヨシ群落^{かひんせいしょくぶつぐんらく}が形成されており、河口部には海浜性植物群落が見られる。鳥類は干潟周辺に生息する豊富な魚類や底生生物を狙ってコアジサシ、カワウ、サギ類が見られる。

カワヨウジ(部会注目種N-)

ヒナハゼ(部会注目種N-)

チワラスボ(絶滅危惧 類VU)



現地調査確認写真



現地調査確認写真



撮影: 金川直幸

タゲリ(準絶滅危惧NT)



撮影: 考森優秀

コアジサシ(絶滅危惧 B類)



撮影: 考森優秀

図 2-12 下流域で見られる代表的な貴重種
(特定種の分類は静岡県レッドデータブックによる)

深谷橋付近より上流の中流域では、寄り州によって流れが蛇行し、小規模ながら連続した瀬や淵を形成している。寄り州には河道内を覆いつくすようにツルヨシ、オギなどがまとまって繁茂しており、鳥類、魚類の生息の場となっている。当区間で確認される水辺の鳥類としてはアオサギ、オオヨシキリなどが挙げられる。魚類は瀬を産卵場とするウグイ、オイカワなどの魚類が生息するほか、支川ではホトケドジョウが、東名高速道路付近にある高山橋こうざんはし下流ではアユが確認されている。



図 2-13 しみずばし 清水橋直下流の状況(4.9km 付近)

ホトケドジョウ(絶滅危惧 A類)



撮影：杉浦正義

図 2-14 中流部で見られる代表的な貴重種

(特定種の分類は静岡県レッドデータブックによる)

智生寺橋あしやうじばしより上流域では蛇行が著しく、河道内に発達した中州なかすや交互砂州、瀬や淵を形成しており、州には抽水性植物群落が繁茂している。また、川岸には樹木が成長し、水面を覆うように枝が張り出し影を落とすことにより、魚類の生息環境が形成されている。水辺にはカワセミ、ハクセキレイ、セグロセキレイといった鳥類が生息し、魚類は淵を産卵場所とするタカハヤや、川とつながる細流を産卵場所とするシマドジョウなどが生息するほか、コヤマトンボなどの底生生物も生息する。



図 2-15 上流部の状況(11.8km 付近)

このように、河口干潟を代表として勝間田川流域には豊かな自然環境が残されている。その一方、勝間田川流域周辺で確認されている帰化植物が将来的には勝間田川流域にも広がる可能性があり、在来種の生育環境が脅かされる危険性がある。また、取水堰などの河川横断工作物による魚類や底生生物の移動の阻害や、過去の河川改修による瀬や淵の減少、小規模化などがみられ、河川環境の整備と保全を図るうえでの課題となっている。

2.4 河川と人との関わりに関する現状と課題

勝間田川では、牧之原市や地域住民、地元中学生などによる「クリーン大作戦」と呼ばれる清掃活動や、地域ボランティアで構成されている「まちづくり実行隊」による除草活動が実施され、地域住民が一体となった活動が自主的に行われている。

平成14年度から行われている「勝間田川ワークショップ」では、勝間田川の整備に関連する提言や行動計画がまとめられ、地元小学生を招いた自然観察会や笹舟大会など、様々なイベントが実施されており、このような活動を通して、流域内の連携が強まっている。

今後も地域住民の主体的な河川愛護活動が継続的に実施され、歴史や文化を反映した景観や心やすらぐ風情を有する河川と地域の深い関わりについて共有していくことが必要である。また、豊かな河川環境が後世に伝承されていくよう河川に関わる人々の一層の連携を図ることが大いに望まれる。

勝間田川ワークショップ



笹舟大会



クリーン大作戦



PERSON AND GOOD RELATION OF RIVER

行動計画に従って現在も活動中です!これからも様々なイベントを開催致します!

このパンフレットは、勝間田川流域の環境改善と地域活性化を目的としたワークショップの成果をまとめたものです。地図には、上流部から下流部までの各ポイントで実施された様々なイベントが紹介されています。

- 上流部:** 勝間田川水源地区の見学、自然観察会の実施。
- 中流部:** 17位世界大会 in 勝間田川、中流部で笹舟大会の実施。
- 下流部:** 下流部の桜並木観賞、下流部で多目的な作業の実施。

また、各ポイントでは「みんなの作業!」や「イベントの実施!」といった活動が行われており、地域住民の参加が盛んに行われています。

図 2-16 勝間田川ワークショップパンフレット (平成 17 年 4 月作成)

2.5 河川の維持管理に関する現状と課題

勝間田川では、河道内が魚類、鳥類など多様な生物の良好な生息環境を形成している反面、大規模な出水による土砂堆積や、ヨシなどの過度な繁茂により流下阻害が生じている。このため、生物の生息環境に配慮しつつ、土砂排除や除草、択伐など適切な維持管理を行っていく必要がある。

また、勝間田川河口部では、近年、台風や高潮時に波浪により打上げられる沿岸漂砂^{えんがんひょうさ}によって、河口閉塞^{かこうへいそく}が顕著となっており、引き続き定期的な浚渫工事を行う必要がある。



図 2-17 河口部の浚渫による河道の維持

3. 河川整備の目標に関する事項

3.1 河川整備の基本理念と基本方針

勝間田川の河川整備は、地域と川との深い係わりを重視し、治水・利水・環境のバランスのとれた、魅力ある川づくりを目指した基本理念に基づき進めていく。

3.1.1 河川整備の基本理念

【河川整備の基本理念】

勝間田川水系と流域の現状および特性を踏まえ、今後の河川整備の基本理念を以下に掲げる。

安心して暮らせる川づくり

勝間田川水系では、過去から度々洪水による被害が発生し、住民の生活を脅かしてきた。また、予想される東海地震による津波被害の発生も想定されている。

このため、治水施設の整備や津波対策を推進するとともにハザードマップの整備を促進するなど、流域住民が安心して暮らせる川づくりを目指す。

環境を大切にする川づくり

勝間田川水系は、下流部の感潮区間などを中心に動植物の多様な生息空間を有し、また流域の農業生産の水源としてかけがいのない川であり、人々の暮らしとの関わりも深い。一方では、淵の減少・小規模化や取水堰等の河川横断工作物による連続性の阻害、ゴミや堆積物などによる自然体験活動の場としての魅力の低下、などの課題も見られる。

このため、健全な水循環や多様な水辺環境および魅力的な水辺空間の保全と復元に努め、環境を大切にする川づくりを後世に継承する。

地域の顔となる川づくり

米の輸送拠点「川崎港」として栄えた港橋周辺、桜の名所「勝間田川堤」、蛇行を繰り返して流下する上流部など、勝間田川は地域の景観を構成する上で重要な要素となっている。

このため、今後も地域の歴史や文化を反映した景観が維持されるよう、「桜の木の下で、みんなの会話がはずむ川」の実現に努めるなど、地域の顔となる川づくりを進める。

「勝間田川水系河川整備基本方針」より抜粋

3.2 河川整備の目標

3.2.1 河川整備の対象区間

本河川整備計画の対象区間は、下記に示す勝間田川流域の県管理区間とする。

表 3-1 勝間田川水系河川の概要

水系名	河川名	区 間		備 考		
		起 点	終 点	延長(m)	指定(認定) 年月日	区域指定 年月日など
勝間田川 水系	勝間田川	静岡県島田市切山字庵原 1985 番の 1 の 1 地先の本田橋	海に至る	14,550	(昭和 3.7.21) (昭和 25.6.1) 昭和 41.4.1 昭和 46.4.1	昭和 48.6.29 告示第 630 号
	朝生川	静岡県牧之原市静谷字横山 2088 番地先の横山頭首工	勝間田川への合流点	2,750	(昭和 32.4.1) 昭和 41.4.1 昭和 46.4.1	昭和 50.3.31 告示第 354 号
	三栗川	静岡県牧之原市静谷字大沢 2587 番の 1 地先の暗渠	同 上	5,400	(昭和 25.6.1) 昭和 41.4.1 昭和 46.4.1	同 上

(資料：静岡県河川指定調書より)

3.2.2 河川整備計画の対象期間

本河川整備計画は、勝間田川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の目標であり、その対象期間は概ね 20 年間とする。

本計画は、現時点の流域の社会状況・自然状況・河道状況に基づき策定されたものであり、今後の河川および流域を取り巻く社会環境の変化などに合わせて適宜見直しを行っていく。

3.2.3 洪水などによる災害の発生の防止または軽減に関する目標

(1) 治水対策

災害の発生防止または軽減に関しては、近年で最大の降雨を記録した平成 16 年 11 月洪水と同じ規模程度の出水に対して、既存の農地防災排水機場の機能を生かしつつ、溢水、破堤などによる家屋被害の発生を防止し、内水被害を軽減することを目的とした河川整備を行う。

さらに、計画規模を上回る洪水が発生した場合においても、浸水被害をできるだけ軽減できるよう、雨量や水位などの防災情報伝達体制の充実を図るとともに、「榛原町防災マップ」を活用した防災避難体制の強化について牧之原市と連携を行う。また、河川特性を考慮した住宅の立地規制や開発の誘導といった土地利用計画との調整を図るなど、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民と連携して促進する。

(2) 津波対策

勝間田川では予想される東海地震に備えて、津波による被害を防除・軽減することを目的とした河口部の津波対策水門を設置する。

3.3 河川水の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する目標

河川水の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関しては、かんがい用水などの安定取水、平常時の河川水量の充実並びに水質の保全について、関係機関や地域住民と連携して流域一体となった取り組みを実施する。また、河川に関わる農地や森林の多面的機能の保全についても関係機関や有識者と連携した取り組みを促進して、健全な水循環系の構築を目指す。

3.4 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、有識者や流域住民との連携によって治水・利水面との調和を図り実施する必要がある。河口部の干潟や感潮区間で確認されている貴重種の生息環境の保持、干潟などの湿地環境の保全を行うとともに、瀬や淵の保全、河床の多様性の創出や水田と川との連続性の確保を図る。また、ヨシなどの河道内植生や樹林については、伐採および保全にあたって十分な調査を実施し、生物の生息空間の多様性と連続性の保全および復元を目指す。

河川環境への影響が懸念される河川整備の実施にあたっては、モニタリング調査と整備内容の検証による^{じせんのうてきかんりしゅほう}順応的管理手法を実施するとともに、有識者との綿密な連携を図る。また、住民の協力による水質や生物調査の実施など、継続的に地域住民が河川環境の保全に高い関心を持ち、良好な環境保全に積極的に関わる仕組みづくりに努める。

人々から愛される景観づくりに努め、水辺体験活動の場としての機能が発揮される魅力あふれる河川環境の回復を図ることにより、地域のシンボルとして後世に誇れる美しい川づくりを目指す。

3.5 河川と人との関わりに関する目標

勝間田川と人との関わりに関しては、勝間田川が古くから流域の人々と密接な関わりをもつ生活の場であり、豊かな自然を実感できる水辺や「勝間田川堤」は憩いの場であること認識し、個性ある地域づくりのため、河川の整備にあたっては牧之原市と密接な連携を図るとともに地域住民との協働を推進する。

河川利用についてハード、ソフトの両面での利便性の向上のため、親水性を配慮し親しみやすい水辺の創出を図るとともに、河川に関する情報の提供や河川愛護思想の普及に努める。また、地域住民の主体的な川づくり活動との連携や河川の魅力の情報発信を支援し、人々の交流を担う川づくりを目指す。

4. 河川整備の実施に関する事項

4.1 河川工事の目的、種類および施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4.1.1 河川工事の目的

治水対策に関しては、洪水時の河川水位を低下させ、整備目標洪水を安全に流下させることを目的に、河道掘削、築堤により必要な河積の確保を図る。河道計画は土地利用状況、沿川の住民の意見を反映した改修計画とする。なお、工事の実施にあたっては有識者の助言を得て、動植物の生息環境に配慮する。また、自然と触れ合うことの出来る魅力的な水辺空間の創出には、ユニバーサルデザインを取り入れるなどして利便性の向上を図る。

津波対策に関しては、東海地震により想定される津波に対し、勝間田川への津波侵入を防ぎ、津波被害を除去することを目的に河口部に津波対策水門を建設する。なお、工事の実施にあたっては、有識者の助言を得て、動植物の生息・生育環境に配慮し、河川環境の保全・復元に努める。

4.1.2 河川工事の施行場所

勝間田川水系の河川整備計画の主要な整備箇所は以下に示すとおりとする。

表 4-1 河川整備計画の主要な整備箇所

工種	目的	河川名	区間または地点	整備内容
河川改修	治水安全度の向上	勝間田川	0.0km(河口)～3.1km(新川合流点付近)	築堤 河床掘削
			10.8km(平城橋上流)～13.59km	築堤 引堤
津波対策水門	津波被害の防除	同上	勝間田川橋より約250m下流 (河口より約250m上流)	水門の建設

4.1.3 主要工事の概要

(1) 河川改修（その1）

1) 実施箇所

河川改修の実施箇所は下図に示すとおりである。

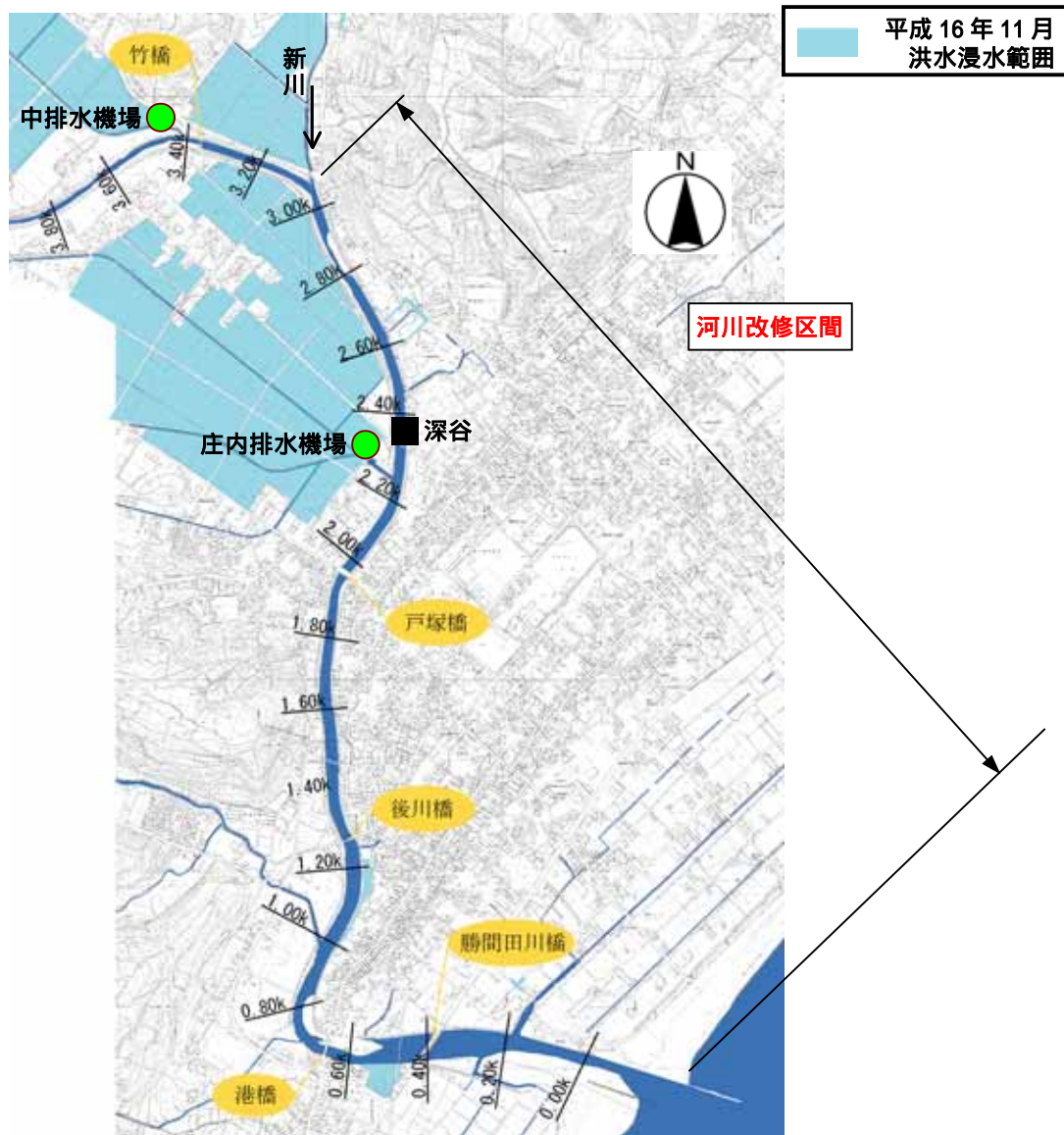


図 4-1 河川改修の実施箇所（その1）

2) 流量配分図

河口から新川合流点においては、基準地点深谷で $Q=260\text{m}^3/\text{s}$ の流量を安全に流すことを目的として河床掘削、築堤による河積の増大を図る。

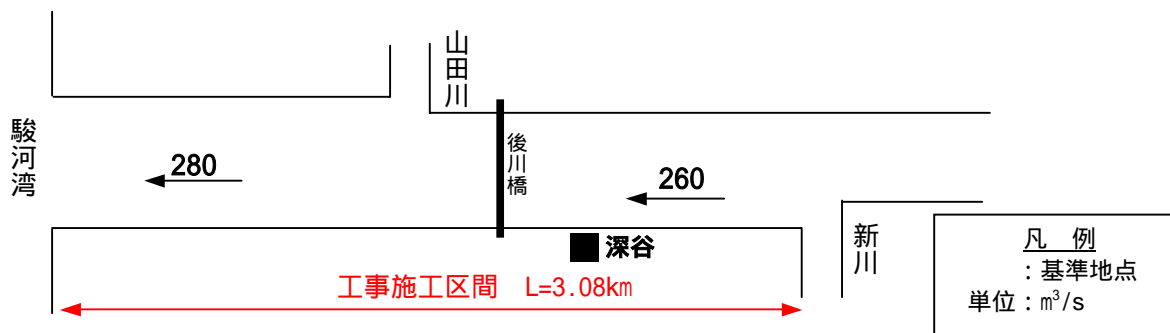


図 4-2 河道流量配分図

3) 工事の内容

勝間田川の0.80km～2.00km(戸塚橋)付近左右岸は一部堤防高さが不足している区間であり、1.2km左岸(後川橋下流)付近は平成16年度に2回の溢水被害が生じている。このため、溢水被害を防除する目的で築堤を行う。築堤に際しては、現存している「勝間田川堤」の桜並木を極力保全し、背後地の土地利用を考慮した整備を行う。

河床掘削は、勝間田川の0.00km(河口)から3.1km付近(新川合流点)区間で行う。河床掘削においては、チワラスボ、シロウオをはじめとする動植物の生息・生育環境に配慮し、河床の多様性の創出に努め、施工時期、施工方法など、工事実施にあたり配慮すべき事項に関して有識者との連携を図り整備を行う。



図 4-3 1.2km 付近左岸側の現状



図 4-4 2.2km 付近の現状

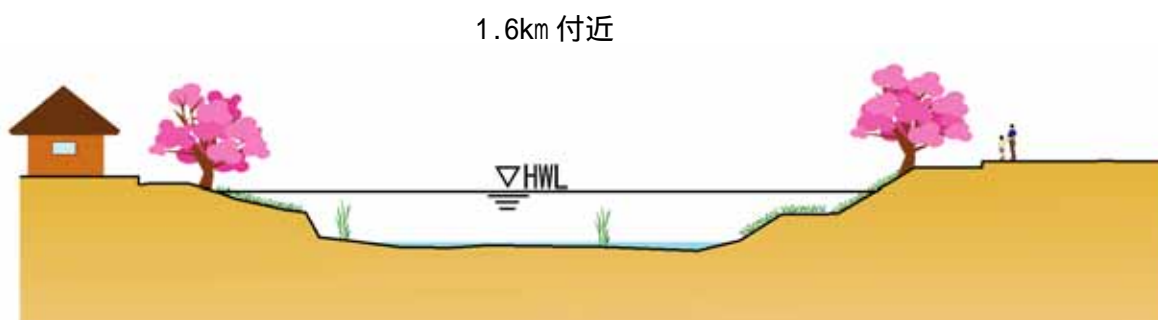


図 4-5 改修前イメージ

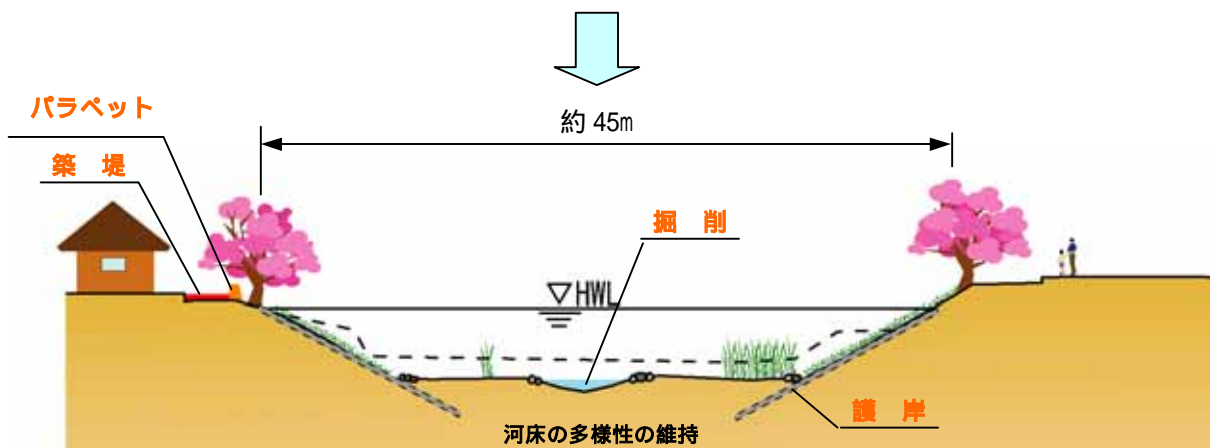


図 4-6 改修後イメージ

(2) 河川改修 (その2)

1) 実施箇所

河川改修の実施箇所は下図に示すとおりである。

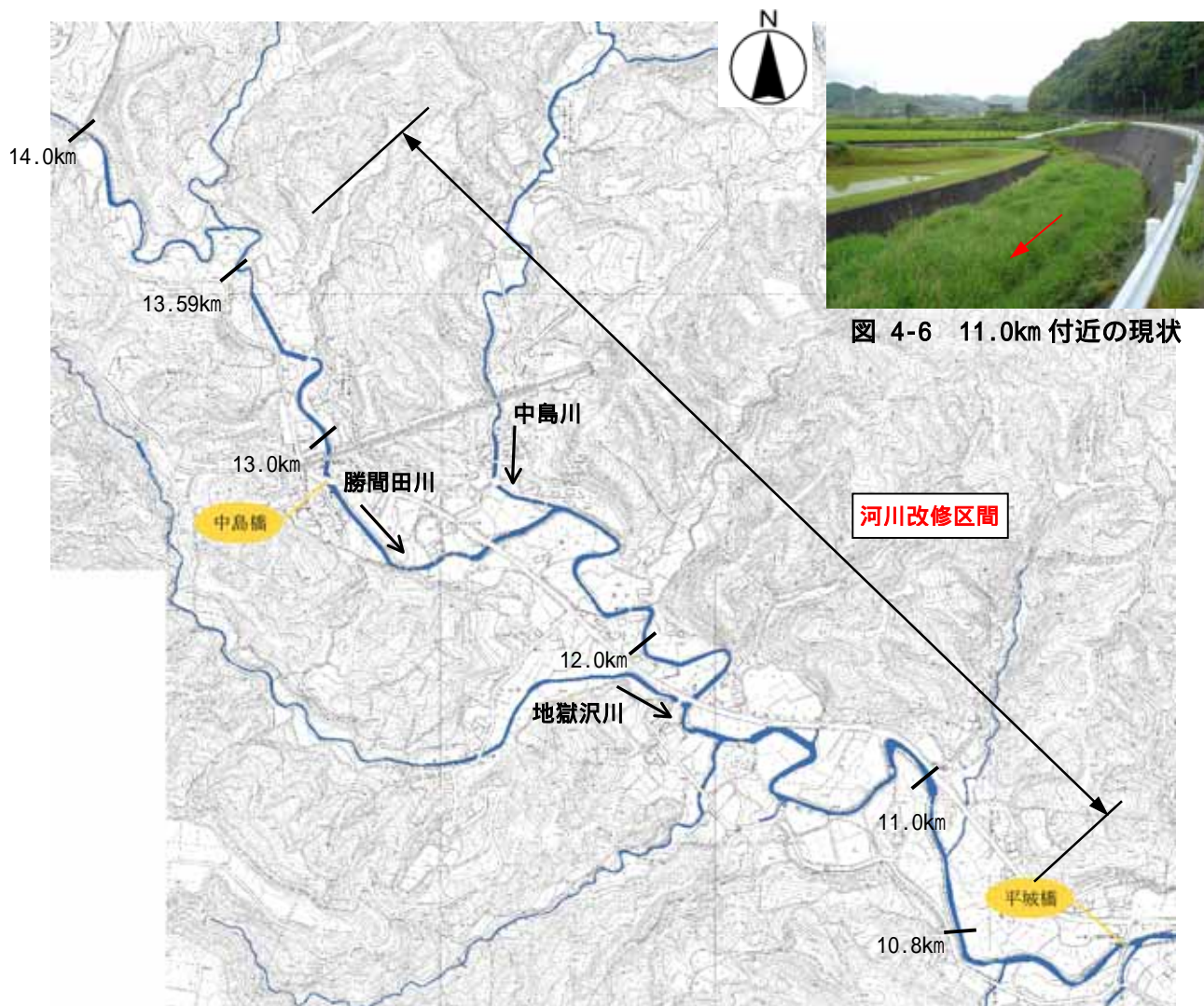


図 4-6 11.0km 付近の現状

図 4-7 河川改修の実施箇所 (その2)

2) 流量配分図

10.80km (平城橋上流) から 13.59km 区間においては地獄沢川合流地点で $Q=75\text{m}^3/\text{s}$ の流量を安全に流すことを目的として、引堤、築堤により河積の増大を図る。

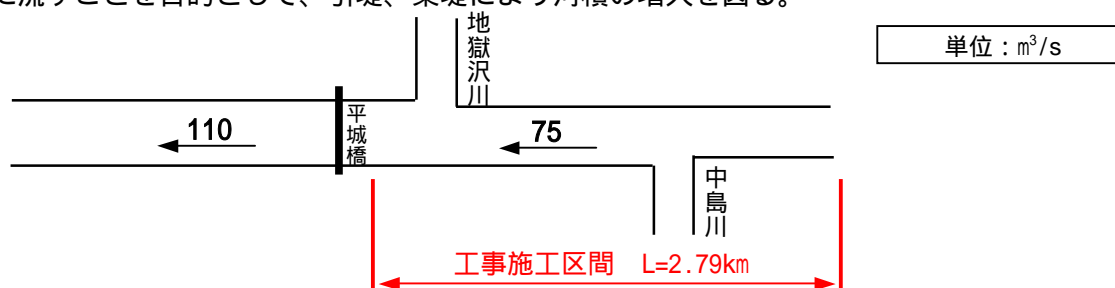


図 4-8 河道流量配分図

3) 工事の内容

10.80km(平城橋上流付近)から13.59km区間の施工においては、縦断勾配が急で、蛇行が著しい区間であることから、水衝部^{すいしょうぶ}など治水上弱点となる箇所について、法線の是正^{ほうせん}や護岸工による堤防強化を図り、所定の流量を安全に流下させるよう整備を行う。

施工に際しては、鳥類の餌場、魚類の生息場となるヨシなどがあることから、多様な水際部を確保するため、河床を平坦にしないなど、現況のみお筋に配慮した施工を行い、既存環境の早期復元に努める。

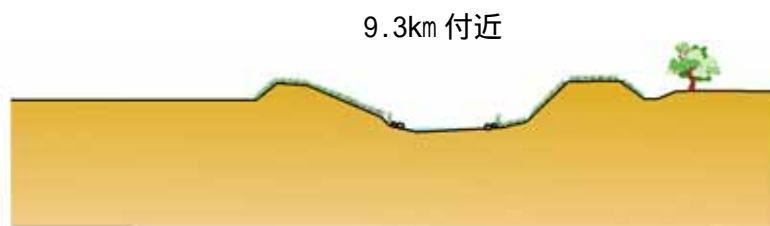


図 4-9 改修前イメージ

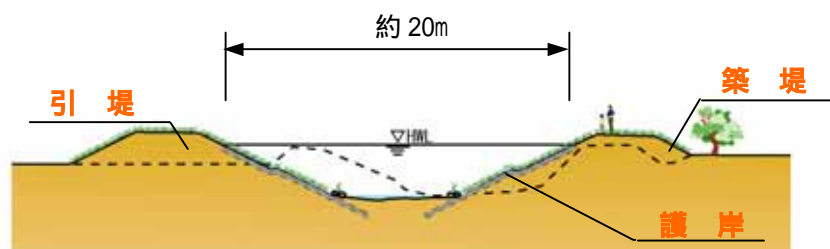


図 4-10 改修後イメージ

(3) 津波対策水門

東海地震により想定される津波に対し、勝間田川への津波の浸入を防ぎ、津波被害を防除することを目的に、河口部に津波対策水門を建設するとともに、海岸堤防から水門までの間、築堤を行う。

なお、実施にあたっては、工事実施中、実施後のモニタリングなどを有識者と十分調整を図り実施する。また、勝間田川河口部の海浜性植物群落や干潟などの自然環境に配慮するとともに、「御前崎遠州灘県立自然公園」内であることから、沿川景観と調和した津波対策水門の建設を実施する。

1) 計画天端高：T.P.+6.20m



図 4-11 津波対策水門設置位置



図 4-12 津波対策水門位置図

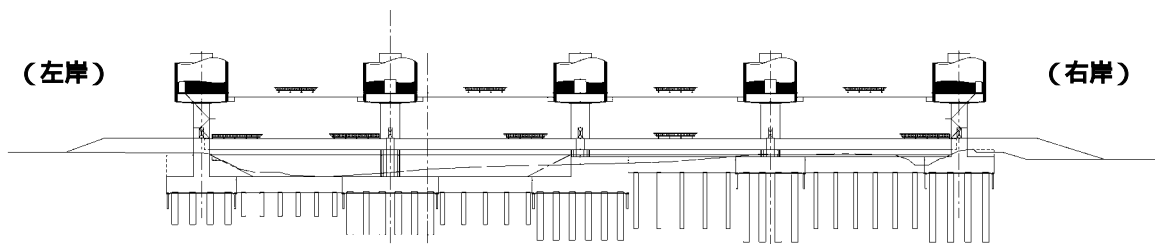


図 4-13 津波対策水門横断面図（参考）

（構造物の形状は今後の詳細設計により決定します。）

4.2 河川の維持の目的、種類および施行の場所

4.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理に関しては、洪水、津波による災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持および河川環境の整備と保全の観点から、河川の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を視野に入れ、関係機関や地域住民と連携しながら適切に行う。

4.2.2 河川の維持の種類

(1) 堤防および護岸の適正な管理

堤防、護岸については、毎年1回および出水後に河川巡視を実施し、主として目視により堤防の法崩れ、亀裂、陥没などの異常がないかの確認に努める。異常が確認された場合は、迅速な復旧に努める。

また、竹橋(3.3km)～千両西川橋(4.3km)区間をはじめとする築堤部については、破堤による家屋被害の発生を防止するため、必要に応じて堤防の補強や改善による治水安全度の向上を図る。

(2) 水門等河川工作物の適正な管理

水門等の施設については、有事の際に的確に機能が発揮されるよう、平常時に定期的な点検を実施し、適切な維持補修を行う。

堰や樋門などの許可工作物については、河川管理上の支障とならないよう、関係機関との連携により各施設の状況把握に努める。また、各施設の機能低下が想定される場合は、速やかに関係機関へ周知し、各施設の許可条件に基づいた適正な維持管理を求める。

(3) 河道内植生の管理

河道内植生、樹林の維持管理については、草木類の繁茂が良好な自然環境を形成している反面、その繁茂により流下能力阻害となっている区間も存在する。流下能力が低下している区間については、治水と環境のバランスを図るため、有識者や地域住民との連携によって伐採箇所、時期および方法などを検討し、適切な維持管理を行う。

(4) 河道内堆積土砂の管理

洪水での流出や沿岸漂砂などにより、河道内に著しく堆積した土砂の緊急的な排除については、迅速かつ適切に対応する。

また、平常時には河川の流下能力に影響を及ぼす河道内の堆積土砂についての的確に把握するため河川巡視を行うとともに、土砂掘削に伴う河床形状の改変による影響について十分な検討を行う。工事にあたっては、河床の多様性および連続性に配慮し、瀬や淵の保全や復元に努め、動植物の生息・生育の場として、また、表情の豊かな河川環境を有する河川空間としての機能の継承を図る。特に、後川橋付近ではシロウオが確認されていることから、引き続き実態調査を行うとともに、有識者との連携により、産卵に適した河床材料の保持、適正な浚渫時期や施工方法などを検討し、その産卵環境に十分配慮することで良好な河川環境の保持に努める。

(5) 水量および水質の監視

勝間田川の水利用については、適正な水利用と正常な機能の維持のため、関係機関や地域住民と連携し、一部区間で見られる瀬涸れの実態調査を行うとともに、流域全体の保水機能の向上や水循環機能の確保に努める。

水質については、牧之原市をはじめとする関係市において、生活排水処理施設の整備事業と調整を図るとともに、各家庭で実行可能な生活排水による河川環境への負荷軽減策について市と連携して周知、啓発に努める。また、流域内の農地での施肥による河川水への影響について、必要に応じて調査するとともに対策を要す場合には関係機関に働きかける。

地域住民協力のもと、現在の水質の保持および一層の改善に努める。

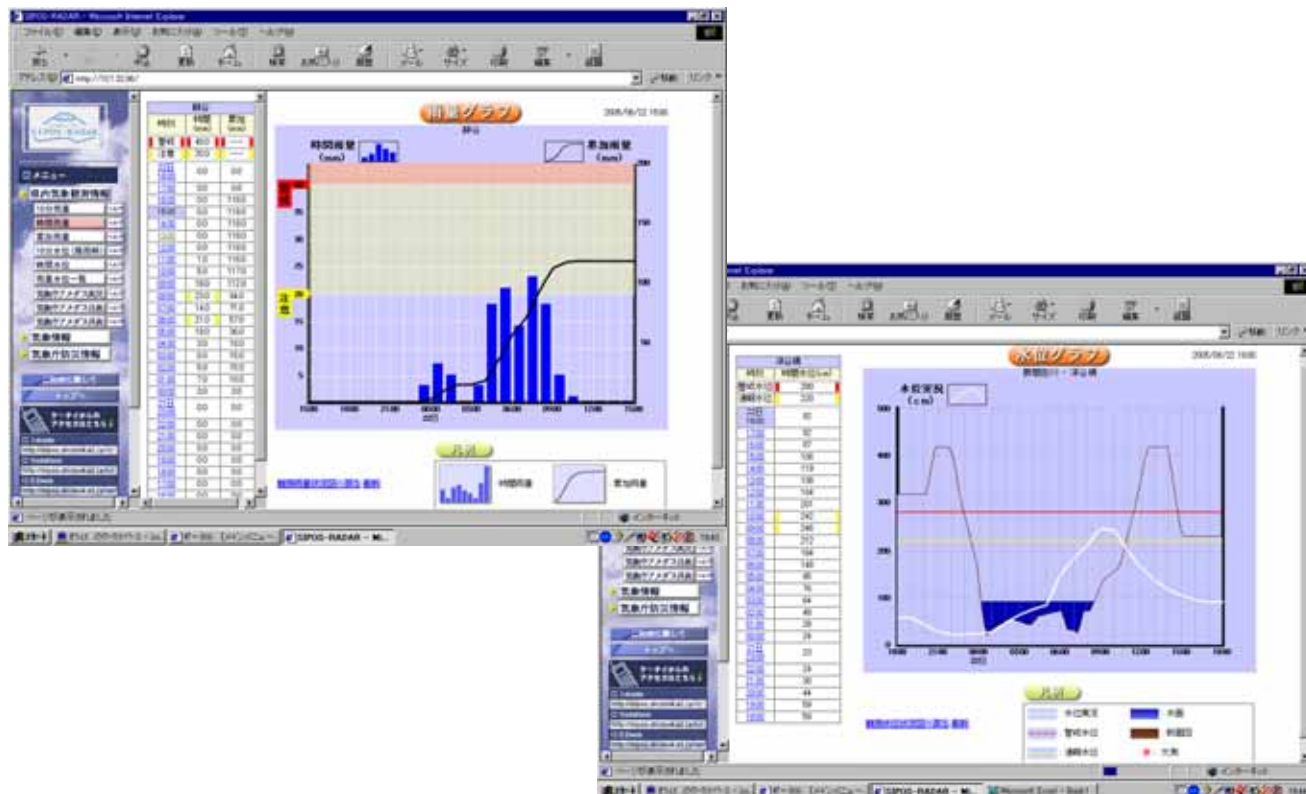
4.3 その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項

河川整備を多面的に行うために、総合的な被害軽減対策や流域における川づくり活動の支援などを、関係機関と調整し推進するとともに協働による地域住民と連携した取り組みを実施する。

4.3.1 総合的な被害軽減対策に関する事項

勝間田川で、計画規模を上回る洪水や、整備途上段階での施設能力以上の出水や津波が発生した場合において、被害を出来るだけ軽減するよう、関係機関や地域住民などと連携した防災避難体制の確立および強化に努める。

具体的には、水防活動や警戒避難において迅速かつ適正な対応が図れるようITなどを活用した河川情報の高度化を推進する。また、防災対策に必要な水位、雨量などの情報が地域の自主的な防災活動に役立つよう、流域住民に対し静岡県ホームページで公表しているサイポスレーダーの周知を図る。



静岡県ホームページアドレス : <http://www.pref.shizuoka.jp>

図 4-14 インターネットを通じた防災情報提供画面 画面はイメージです

また、勝間田川橋から朝生川合流点までを、新たに「重要水防箇所」に指定し、牧之原市や水防活動団体との連携のもと、平常時の合同巡視の実施や出水中の定期巡回、監視を行い、水害の軽減に努める。また、内水被害の軽減のため、適切な内水処理が実施されるよう関係機関との連絡および調整、出水時の連携を行う。

さらに、出水時における適切な水防活動かつ迅速な避難が実施できるよう、旧榛原町が平成 16 年度に公表した「榛原町防災マップ」を積極的に活用し、危機管理意識向上に向けて、出水時および地震時を想定した住民参加型の防災訓練や、教育機関と連携した防災教育を支援し、流域一体となった防災意識の自覚や啓発に協力する。

農地や森林の保全や土地利用計画との調整について、関係機関との連携を図るなど流域全体を視野に入れた総合的な治水対策を推進する。

4.3.2 流域との連携、流域における取り組みへの支援に関する事項

勝間田川が流域住民とともに歩んできた歴史、風土、文化を踏まえ、健全な水環境や多様な水辺環境を将来へ伝承するためには、地域住民の理解と協力が不可欠である。

流域での健全な水循環の構築について、農地や森林の多面的な機能の保全および河川と農地と森林の繋がりを重視した流域一体となった取り組みが必要である。特に流域内に位置するため池の効用は、農業用水の確保にとどまらず、水田や排水路と河川と結ぶ生態系の連続性の保持にも寄与することから、既存の取水施設はもとより、ため池の活用について関係機関や地域住民に働きかけ、河川環境を含めた豊かな里山の自然環境が伝承できるように連携を図る。

また、「勝間田川ワークショップ」やアンケートなどで要望のあがった堤防道路のネットワーク化について、河川沿いに点在する公園や史跡などを「勝間田川堤」を基軸として周回できるよう、関係機関と調整し、勝間田川の魅力を体感できる空間の創出を図る。

多様な水辺環境の伝承については、牧之原市のまちづくりに関する計画との連携や調整を図りつつ、「クリーン大作戦」などの河川清掃や「笹舟大会」などの自然体験活動、地域住民や「まちづくり実行隊」、「ごみを考える会」や「はいばら未来会」などの住民団体による川づくり活動に対して、積極的な支援、協力を行う。また、行政、地域住民、地元団体などが交流し、勝間田川に関する情報の交換や共有が図られるよう意見交換会の開催など、対話型川づくりを推進する。

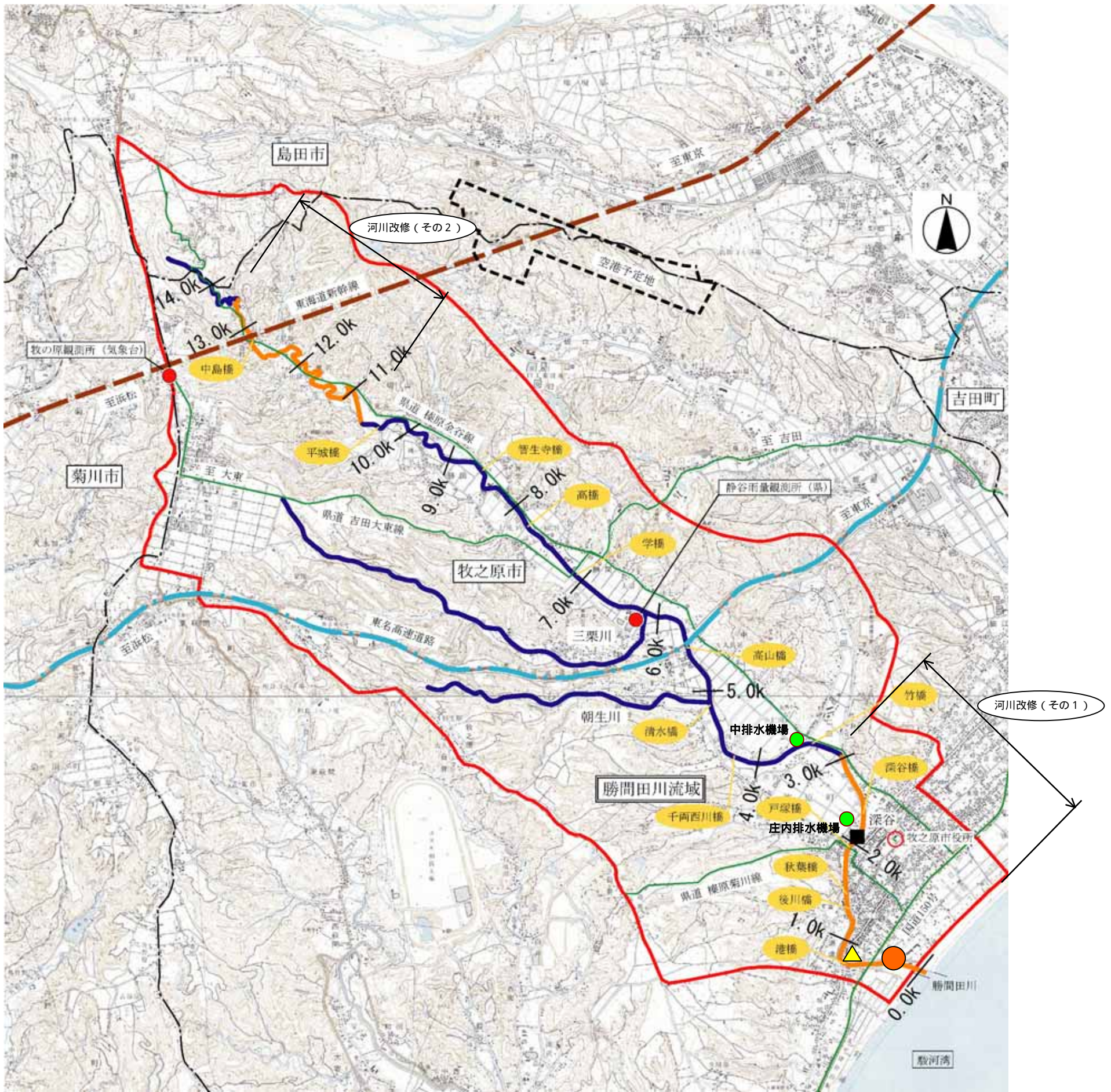
さらに、静岡県が毎年実施する「川の日」イベントなどを通じて、地域住民に対する河川愛護などの啓発活動を積極的に展開するとともに、地域住民が自主的に行う河川をフィールドとした自然体験、環境学習など、流域内外の地域住民の世代を超えた出会いと交流の場としての活用を協働により推進し、勝間田川の魅力を「地域の宝物」として後世に引き継ぐよう努める。

付 図

平 面 図

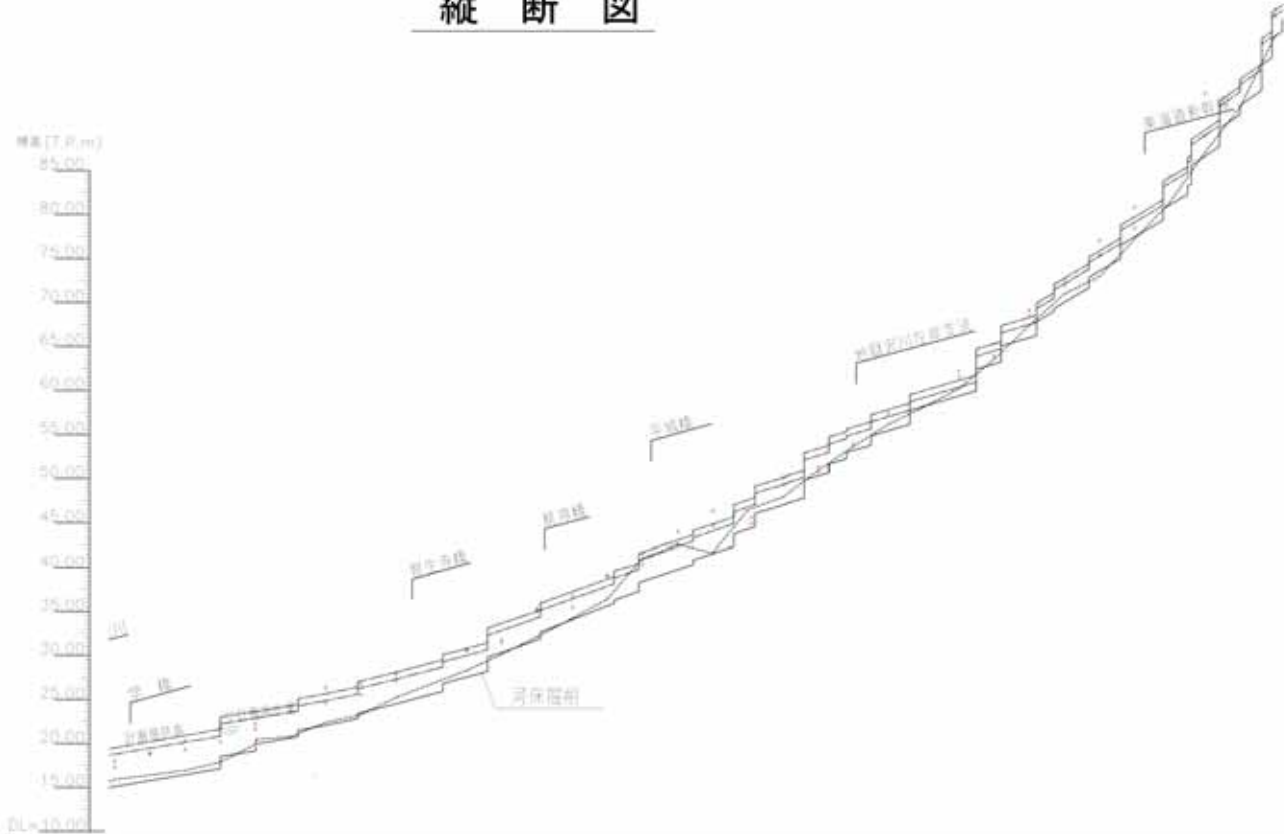
計 画 縦 断 図

平面图



- 凡例 -
- : 流域界
 - : 行政界
 - : 改修範囲
 - : 津波対策水門設置位置
 - : 基準地点(深谷)
 - ▲ : 水質基準点(港橋)

縦断図



凡 例		
計画高水位	-----	
計画堤防高	-----	
計画河床高	-----	
堤内地盤高	右岸	*
	左岸	○
現況河床高	-----	

計画河床標高	計画堤防標高	現況河床標高
29.21	29.21	29.20
31.12	31.12	31.12
32.52	32.52	32.52
34.22	34.22	34.22
35.52	35.52	35.52
37.52	37.52	37.52
39.52	39.52	39.52
41.52	41.52	41.52
43.52	43.52	43.52
45.52	45.52	45.52
47.52	47.52	47.52
49.52	49.52	49.52
51.52	51.52	51.52
53.52	53.52	53.52
55.52	55.52	55.52
57.52	57.52	57.52
59.52	59.52	59.52
61.52	61.52	61.52
63.52	63.52	63.52
65.52	65.52	65.52
67.52	67.52	67.52
69.52	69.52	69.52
71.52	71.52	71.52
73.52	73.52	73.52
75.52	75.52	75.52
77.52	77.52	77.52
79.52	79.52	79.52
81.52	81.52	81.52
83.52	83.52	83.52
85.00	85.00	85.00

河川改修 (その2)

参 考

河川整備計画用語集

【河川一般】

- ・ **河川整備計画**：河川整備基本方針に沿った当面（今後 20～30 年）の河川整備の具体的な内容を定め、河川整備の計画的な実施の基本となる計画。ここでいう河川の整備とは、河川改修、河川維持のようなハード対策だけでなく、洪水ハザードマップのようなソフト対策を含めたものである。
- ・ **河川整備基本方針**：長期的な河川整備のあり方として水系ごとに河川管理者（国や都道府県）が全国的な整備バランスを確保しつつ水系全体を見渡して定める必要がある事項（基本高水流量や主要地点の計画高水流量など）を示した河川工事および河川の維持についての基本となるべき事項。「勝間田川水系河川整備基本方針」は、平成 15 年 7 月 25 日に策定・公表されている。
- ・ **河川改修**：洪水、高潮などによる災害を防止するため、築堤、引堤、掘削など河川の断面を確保する行為。
- ・ **築堤**：洪水時の流れを河川のなかに閉じこめて河川の外への氾濫を防ぐことを目的に、河川に沿って造られる構造物。
- ・ **掘込河道**：護岸天端（堤防の頂部）が周囲地盤と同一もしくはそれより低い所に位置し、河道が周囲より低い河道。
- ・ **河床掘削**：川底を掘り下げる行為。
- ・ **浚渫**：洪水、高潮などによる災害を防止するため、河道内の土砂を掘削し他の場所へ移動する行為。
- ・ **ハード対策**：洪水被害軽減対策の内、河床掘削や築堤などの河川改修工事などのこと。
- ・ **ソフト対策**：洪水被害軽減対策の内、ハザードマップの作成・公表や、雨量・水位情報の防災情報の提供などのこと。
- ・ **河川管理者**：河川は公共に利用されるものであって、その管理は、洪水や高潮などによる災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に行われなければならない。この管理について権限をもち、その義務を負う者が河川管理者である。具体的には、一級河川については、国土交通大臣（河川法第 9 条第 1 項）、二級河川については都道府県知事（同法第 10 条）、準用河川については市町村長（同法第 100 条第 1 項による河川法の規定の準用）と河川法に定められている。
- ・ **一級水系**：国土交通大臣が管理し、国土保全上または国民経済上特に重要な水系のこと。
- ・ **二級水系**：都道府県知事が管理する一級水系以外の二級水系のこと。
- ・ **単独水系**：一級水系、二級水系以外の水系のこと。
- ・ **一級河川**：一級水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川のこと。
- ・ **二級河川**：二級水系に係わる河川で、都道府県知事が指定した河川のこと。
- ・ **準用河川**：河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川のこと。一級水系、二級水系、単独水系にかかわらず設定されている。
- ・ **普通河川**：市町村長が管理する一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川のこと。
- ・ **流域**：降雨や降雪がその河川に流入する全地域（範囲）のこと。集水区域と呼ばれることもある。
- ・ **右岸、左岸**：河川を上流から下流に向かって眺めたとき、右手側を右岸、左手側を左岸という。
- ・ **本川**：流量、長さ、流域の大きさなどが、もっとも重要と考えられる河川。
- ・ **支川**：本川に合流する河川のこと。本川の右岸側に合流する支川を「右支川」、左岸側に合流する支川を「左支川」という。また、本川に直接合流する支川を「一次支川」、一次支川に合流する支川を「二次支川」といい、次数を増やして区別する場合もある。
- ・ **河川区域**：一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地の範囲。河川区域は洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される区域である。
- ・ **河川管理施設**：ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止めその他河川の流水によって生じる公利を増進し、または公害を除却し、もしくは軽減する効用を有する施設（河川法第 3 条第 2 項）。

- ・ **河川許可工作物**：河川区域の中において工作物を新築、改築、除去する場合には、河川管理者より許可を受ける必要があり（河川法第26条第1項）、その許可を受けた工作物のこと。なお、河川管理施設以外の工作物を存置させるには別途占用許可を受ける必要がある。
- ・ **堰**：農業用水、工業用水、水道用水などの水を河川から取るために、河川を横断して水位を制御する施設。頭首工や取水堰ともいう。
- ・ **津波対策水門**：地震に伴う津波による被害を防ぐことを目的に河口部に設けられる水門のこと。
- ・ **堤防**：計画高水位以下の水位の流量を安全に流下させることを目的として、山に接する場合などを除き、左右岸に築造されるもの。構造は、ほとんどの場合、盛土によるが、特別な事情がある場合、コンクリートや鋼矢板（鉄を板状にしたもの）などで築造されることもある。
- ・ **護岸**：河川を流れる水の作用（浸食作用など）から河岸や堤防を守るために、表法面（川側斜面）に設けられる施設のこと。
- ・ **樋管**：用水の取入れ、悪水の排水などのために堤防を横断する暗渠のこと。樋門と樋管の区別はあまり明瞭ではないが比較的大きいものを樋門、小さいものを樋管という。
- ・ **排水機場**：洪水時に堤内地側で溜まった雨水を河川へくみ出す施設。施設の中ではポンプが稼働して、堤内地側の水を河川へ排出する。
- ・ **川表**：河川の堤防において、流水に接する面のこと。
- ・ **川裏**：川表の背面の斜面のこと。
- ・ **堤内地**：堤防によって護られる川裏側の土地のこと。
- ・ **堤外地**：河道内の土地のこと。
- ・ **淵**：河川が蛇行してできる水深の深い場所。淵は河川の蛇行によってできるほか、滝や人工的に造られた堰などの下流の川底の比較的柔らかい部分が深く掘られることによってできるもの、河川の中の大きな石や橋脚のまわりが深くえぐられることによってできるものがある。
- ・ **瀬**：淵と淵の間をつなぐ比較的まっすぐな区間で水深の浅い場所。山中の渓谷のように流れが早く白波が立っているものを「早瀬」、下流部の方で波立ちのあまり見られないものを「平瀬」という。
- ・ **水衝部**：河川の湾曲部などで水の流れが強くあたる箇所。洗掘が生じやすいところである。
- ・ **みお筋**：河川の中で水深の最も深い点を結んだ線のこと。
- ・ **水利権**：水を使用する権利のこと。これは歴史的、社会的に発生した権利である。現在では河川法第23条で河川の流水の占有権を国土交通省令によって認められたものを許可水利権といい、それ以前に認められたものは慣行水利権という。
- ・ **慣行水利**：水を事実上支配していることをもって社会的に使用を承認された権利。旧河川法施行前から流水の占有および普通河川における流水の占有については、引き続き流水の占有を認めている。
- ・ **灌漑**：必要な時期に必要な水量を農作物に供給するために、河川水を合理的に圃場等の耕作地に引くこと。
- ・ **圃場**：農作物を栽培する田畑や水田、樹園地、牧草地などのこと。

【河道計画】

- ・ **計画高水位**：計画高水流量を安全に流すことのできる水位。
- ・ **H.W.L**：High Water Level（ハイウォーターレベル）の略。計画高水位のことで、計画した流量（計画高水流量）を安全に流下させるのに必要な河川の水位。
- ・ **計画高水流量**：基本高水流量を河道と各種洪水調節施設に合理的に配分した結果として求められる河道を流れる流量のこと。言い換えれば、基本高水流量から各種洪水調節施設（ダムや遊水地など）での洪水調節量を差し引いた流量である。「勝間田川水系河川整備計画」では、基準地点深谷で $Q=260$ (m^3/s) の流量（概ね3年に1回発生すると想定される降雨[H13 浜松測候所短時間降雨強度式による]）を安全に流下することを目的とする。

- ・ **基本高水流量**^{きほんこうすいりゅうりょう}：洪水を防ぐための計画で基準とする洪水のハイドログラフ（流量が時間的に変化する様子を表したグラフ）のこと。この基本高水流量は、人工的な施設で洪水調節が行われていない状態、言い換えれば、流域に降った計画規模の降雨がそのまま河川に流れ出た場合の河川流量を表現している。基本高水流量は、このグラフに示される最大流量から決定された流量の値となる。「勝間田川水系河川整備基本方針」では、基準地点深谷で $Q=460$ (m^3/s)の流量（概ね 50 年に 1 回発生すると想定される降雨^[H13 浜松測候所短時間降雨強度式による]）を安全に流下することを目的とする。
- ・ **計画規模**^{けいかくきぼ}：洪水を防ぐための計画を作成するとき、対象となる地域の洪水に対する安全の度合い（治水安全度と呼ぶ）を表すもので、この計画の目標とする値。
- ・ **流下能力**^{りゅうかのうりょく}：河川において流すことが可能な最大流量をいい、通常、洪水を流下させることができる河道の能力を示す。
- ・ **河積**^{かせき}：河川の横断面において、水の占める面積をいうが、一般には計画高水位以下の河川流量断面積をいう。

【水防】

- ・ **治水**^{ちすい}：河川の氾濫^{はんらん}、高潮等から住民の生命や財産、社会資本基盤を守るために洪水を制御する行為。
- ・ **洪水**^{こうずい}：台風や前線によって流域に大雨が降った場合、その水は河道に集まり、河川を流れる水の量が急激に増大する現象。一般には、河川から水があふれ、氾濫することを洪水と呼ぶが、河川管理上は氾濫を伴わなくても洪水という。
- ・ **破堤**^{はてい}：堤防が壊れ、増水した河川の水が堤内地に流れ出すこと。増水した河川の堤防において生じる洗掘、亀裂、漏水、越水などが、破堤を引き起こす原因となる。
- ・ **洗掘**^{せんくつ}：激しい流れや波浪などにより、堤防の表^{おもて}法^{のりめん}面（川側斜面）の土が削り取られる状態のこと。
- ・ **越水**^{えっすい}：増水した河川の水が堤防の高さを超えてあふれ出す状態のこと。
- ・ **溢水**^{いっすい}：堤防の高さと堤内の地盤の高さの差が小さい（または無い）掘込みの河道区間で、河川の水が堤内に溢れる状態のこと。
- ・ **重要水防箇所**^{じゅうようすいぼうかしよ}：洪水時に厳重な警戒を要する箇所のことで、水防管理団体（市町村）などにより巡回、監視が行われ、当該箇所の現況把握に努め、水害の軽減、防止に役立てられる。重要水防箇所は「静岡県水防計画書」に示され、重要度別に A、B に区分されている。
- ・ **静岡県水防計画書**^{しずおかけんすいぼうけいかくしよ}：静岡県の河川、湖沼、海岸の洪水又は高潮（津波を含む）による水害を警戒、防御し、これらによる被害を軽減することを目的に、水防法および災害対策基本法に基づき毎年作成されるもの。
- ・ **浸水想定区域**^{しんすいそうていくいき}：洪水時に堤防が破堤した場合等を想定し、水理計算により想定される浸水区域を示した地図のこと。市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料として活用される。
- ・ **洪水ハザードマップ**：洪水発生時に想定される浸水区域や浸水の深さ、避難場所などに関する情報を地図にまとめたもの。洪水の際、円滑かつ迅速に避難するのに必要な事項を住民に周知するため、各市町で作成されるもの。

【環境】

- ・ **環境基準**^{かんきょうきじゆん}：環境基本法第 16 条第 1 項に基づき国が設定する環境上の基準。河川においては、A 類型で BOD 2.0mg/l 以下、B 類型で BOD 3.0mg/l 以下、C 類型で BOD 5.0mg/l 以下と設定されている。
- ・ **BOD**^{せいかがくてきさんそようきゅうりょう}：生化学的酸素要求量ともいわれ、有機物質の生物化学的酸化に必要な酸素の量を ppm で表したものの。この分解可能な有機物が下水中に多いことは、これを栄養源として活動する細菌、微生物が多く、活動もはげしいということを表している。したがって、溶存酸素の消費も大きいので、BOD の大きい水ほど、汚ないということになる。

- ・ **帰化植物**：きかしよくぶつ植物が自生地から他地域に移され、野生化して繁殖するようになった植物のことで、主に外国から日本国内に入った植物のことを指す。帰化植物の中には繁殖力が強いものがあるため、日本国内独自の種の生息が脅かされることもある。
- ・ **抽水性植物群落**：ちゅうすいせいしよくぶつぐんらく水生植物の中で、比較的浅い水中に生え、根は水底のどじょう土壌中にあり、葉や茎が水面から伸び出している植物のこと。
- ・ **海浜性植物群落**：かいひんせいしよくぶつぐんらく海岸の砂浜に生える植物のこと。一般的に葉や茎は厚く肉質で、根は深く地中に伸び、多量の水を蓄え、強い光や塩分に耐えることが出来る特徴を持っている。
- ・ **底生生物**：ていせいせいぶつ生息の場が海・湖沼・河川などの水底である生物のこと。
- ・ **感潮区間**：かんちようくかん河川で潮の干満の影響を受ける範囲のこと。感潮区間は海水と淡水が混じる「汽水域」きすいいきとなり、水位が潮の満ち引きにより上昇・下降する特徴がある。
- ・ **特定種**：とくていしゆ環境省レッドデータブック、静岡県版レッドデータブックなどに記載されている種を指す。静岡県では、平成9年度から平成15年度にかけて、県内の野生生物の生息・生育実態調査を行い、ぜつめつ絶滅の恐れでランク付けしたレッドリストを平成16年度に発表した。
- ・ **モニタリング**：科学的に計画された連続的な測定と観測を行う行為。河川におけるモニタリングとは、主に環境の状態とその変化を把握することをいう。

【その他】

- ・ **ユニバーサル・デザイン**：「すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」という意味で、年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめからできるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方をいう。静岡県では、「快適空間しずおか」を実現するために、ユニバーサルデザインを県政の基本的考え方として、ユニバーサルデザインを効果的、効率的に推進するために「しずおかユニバーサルデザイン行動計画」を策定し、その中でユニバーサルデザインに配慮した河川整備計画の策定を位置付けている。
- ・ **NPO**：Non-profit Organization(みんかんひえいりだんたい民間非営利団体)の略。営利を目的とせず公益のために活動する民間の組織のこと。
- ・ **親水性**：しんすいせい河川、湖沼、海岸等で人々が散策、休養、水遊び、釣り、ボート、自然観察などをする際に水や水辺と触れ合える機能のこと。
- ・ **協働**：きょうどう行政と住民や市民団体、NPO、住民ボランティアなどが協力して、維持管理や社会資本整備などを進めていくこと。より良い河川を実現するためには、地域住民と行政が「川は地域共有の公共財産」であるという共通認識をもち、連携していくことが求められており、安全や自然環境の保護、河川利用、ゴミ対策などのさまざまな課題に対して、連携して取り組んでいくことが有効とされている。勝間田川流域でも「笹舟大会」による自然体験や、河川愛護の啓発に向けた取り組み、「まちづくり実行隊」による清掃活動などが注目される。
- ・ **順応的管理手法**：じゆんのうてきかんりしゆほう生態系管理や自然再生事業の計画を「仮説」、事業を「実験」と捉え、事業に対する自然の応答を注意深くモニタリングし、それに応じて新たな計画(=仮説)を立て、次の事業(=実験)を改善するというサイクルを通じて事業を成功に導く手法をいう。勝間田川での順応的管理手法の実施にあたっては、行政だけで進めるものではなく、地域住民や学識者を交えて合意形成を図るなど、協働のプロセスとすることが重要となる。